令和6年度 国分寺市保育所等入所案内 ≪利用案内編≫



国分寺市 子ども家庭部 保育幼稚園課 入園相談係 〒185-8501 国分寺市戸倉一丁目6番地1 (国分寺市役所第2庁舎1階) Tel 042-325-0111 (内線383)

国分寺市ホームページ https://www.city.kokubunji.tokyo.jp/ ※各申請書式のダウンロードもできますのでご活用ください。

目 次

1.	保育施設の種類	. 2
2.	子ども・子育て支援新制度について	. 3
3.	保育所等とは	. 5
4.	申込みから入所が決まるまで	. 7
	令和6年4月の入所申込み	. 8
	令和6年5月以降の入所申込み	.12
5.	申込みに必要な書類	.14
6.	申込時の注意	.20
7.	保育コンシェルジュ	.28
8.	入所後の手続について	.29
9.	入所できなかった場合について(待機)	.33
10.	保育の実施基準指数表	.34
11.	よくあるご質問	.38
12.	利用者負担額(保育費)等について	.46
13.	利用者負担額徴収基準額表	.52
1Δ	記入例	54

【お願い】

「保育所等入所案内」は、保育施設の利用申込手続や必要な書類について記載しています。利用を希望される方は、よくお読みになりお申込みください。入所した後の諸手続についても記載されていますので、大切に保管してください。

1. 保育施設の種類

保育施設は、保護者が就労や病気などの理由により家庭でお子さんを保育できないと きに、保護者に代わって保育を行うことを目的とした児童福祉施設です。

◆保育施設の種類

名称		内容	入所の 申込先
保育所		児童福祉法に基づく設置基準を満たした児童福祉施設です。市が設置・運営する市立保育所と,市の施設を民間事業者などが運営する公設民営保育所,社会福祉法人など民間事業者が設置・運営する私立保育所があります。	
認	R定こども園 (<u>※</u>)	0~5歳のお子さんを対象に、保育所と幼稚園両方の利点を生かし、就学前の保育・教育を一体的に提供する施設です。	保育
	家庭的保育	子ども・子育て支援新制度に基づき,市が認可を行う事業です。0~2歳のお子さんを対象に,自宅等を利用した家庭的な雰囲気の中で,資格を持つ保育経験者が保育を行います。	幼稚
地域	小規模保育 (※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。0~2歳のお子さんを対象に、6人から19人以下の少人数で保育します。	園
型 保 育	事業所内 保育(※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。会社の事業所と保育施設などで、0~2歳の従業員のお子さんと地域のお子さんを一緒に保育します。	課へ
	居宅訪問型 保育(※)	新制度に基づき、市が認可を行う事業です。障害・疾患などで個別ケアが必要な場合や、施設がなくなった地域で保育を維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1の保育を行います。	
企業主導型 保育施設		一定の基準を満たすことにより、国からの補助金を受けて企業が従業員のお子さん向けに設置している保育施設です。地域のお子さんの受入れを行っている施設もあります。	直 接
認証保育所		主に0~5歳までの乳幼児を対象に,民間事業者が東京都の認証を受け,運営する保育施設です。	施 設
	可外保育施設 ビーホテル等)	民間事業者や個人が設置・運営する保育施設で,東京都に 届出が出された施設です。	^

(※) 令和 5 年 10 月現在, 国分寺市内には, 「認定こども園」, 「小規模保育」, 「事業所内保育」, 「居宅訪問型保育」に該当する施設はありません。

2. 子ども・子育て支援新制度について

平成 24 年 8 月、日本の子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が成立しました。この法律と、関連する法律に基づいて、幼少期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく「子ども・子育て支援新制度」が平成 27 年 4 月に本格スタートしました。

(1)「教育・保育給付認定」について

新制度では「施設型給付」及び「地域型保育給付」を創設し、この2つの給付制度に基づいて、従来バラバラに行われていた認定こども園、幼稚園、保育所及び家庭的保育等に対する財政支援を共通化しました。これらの給付対象施設を利用する場合には、公費から給付が受けられるようになりました。

この給付は、確実に教育・保育に要する経費に充てるため、利用者の皆さんに直接給付するのではなく、市から施設等に支払う仕組み(法定代理受領と言います)となっています。そのための手段として、給付対象施設を申し込むに当たり、教育・保育の必要性に応じた「教育・保育給付認定」を受けていただく必要があります。

(2)教育・保育給付認定の区分とは

教育・保育の必要に応じた「教育・保育給付認定」は年齢や保育の必要性の有無によって給付認定区分や利用できる施設、時間が異なります。保育施設を利用できるのは、**2号認定**又は**3号認定**となります。

給付認定区分	対象年齢	保育の必要性・必要量		利用できる施設	
1号認定	3歳以上	なし	教育標準時間 4時間	認定こども園(教育認定部分) 幼稚園(新制度)※	
2号認定	3歳以上	あり	保育標準時間 11 時間	認定こども園(保育認定部分)	
2 与前处	J //X,2×,	3 /i)X,57(<u>T</u>	<i>8</i> 0 %	保育短時間 8時間	保育所
			保育標準時間 11 時間	 認定こども園(保育認定部分) 保育所	
3 号認定	3歳未満	あり	保育短時間 8時間	地域型保育 小規模保育	

※新制度に移行していない幼稚園の場合,「教育・保育給付認定」を受ける必要はありません。ただし、無償化の対象となるためには「**子育てのための施設等利用給付認定** (第1号)」を受ける必要があります。

(3) 保育の必要な事由と必要量の認定とは

2号認定又は3号認定を受ける方は、さらに、保護者の働き方や子育ての状況に応じて保育の必要量も認定します。保育標準時間、短時間の区分によって、保育所等の利用時間や利用者負担額が異なります。

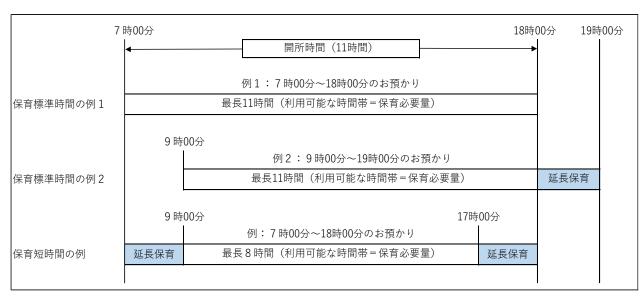
保育の必要な事由	内容
就労 (就労予定)	週3日以上かつ週12時間以上の就労のため保育ができない方
出産	出産のため保育ができない方
疾病	入院・自宅療養等で保育ができない方
障害	障害のため保育ができない方
介護・看護	入院や通院等の付添いで保育ができない方
求職中	求職活動のため保育ができない方
就学	週3日以上かつ日中4時間以上の就学のため保育ができない方

◆保育必要量の区分

①保育標準時間・・・1日最長11時間の中で必要となる時間

②保育短時間・・・・1日最長8時間の中で必要となる時間

◆利用のイメージ



- ※『就労(予定)』を事由に保育所等の申込みをする場合, **勤務時間が週30時間未満の 方は保育短時間での認定になります**。ただし,週30時間未満の就労であっても,通 勤時間等の理由によって標準時間を希望される方はご相談ください。
- ※保育標準時間認定を受けることができる場合でも、保護者の希望により保育短時間認 定を選択することができます。
- ※保育短時間認定の場合で、保育短時間の開所時間を超えて保育した場合、保育標準時間の開所時間内であっても延長料金が発生します。

3. 保育所等とは

(1)入所要件

児童福祉法及び子ども・子育て支援法において、保育所等での保育を希望する場合は、保護者(※)のいずれもが、以下の保育を必要とする事由に該当することが必要です。「幼児教育を受けさせたい」、「集団保育に慣れさせたい」などの理由だけでは入所することはできません。

(※) 保護者とは「**親権を行う者,後見人その他の者で,児童を現に監護する者**」のことを言います(事実婚関係である者を含む)。

◆ 保育を必要とする事由 ◆

保護者(父母)及び20歳以上65歳未満の同居の親族が次のいずれかに該当し、 保育することができないこと。

- (1) 1か月間の労働時間が 48 時間以上となることが常態となっている場合 ※週3日以上かつ週 12 時間以上が最低基準
- (2) 妊娠中であるか又は出産後間もない場合 ※出産予定月をはさんで前後各2か月、計5か月間
- (3)疾病又は負傷中の場合 ※それぞれの事由が終了する月まで
- (4) 障害がある場合
- (5) 同居の親族を常時介護又は看護している場合 ※長期間入院等をしている親族含む
- (6) 震災,風水害,火災,その他の災害の復旧にあたっている場合 ※最長6か月
- (7) 求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている場合 ※入所開始月の1か月
- (8) 就学(職業訓練校等における職業訓練を含む)している場合 ※就学が終了する月まで
- (9) 虐待や DV のおそれがある場合

(2) クラスについて

保育所等のクラスは令和6年4月1日時点の年齢で決まります。以下の表をご参照の上、クラスを確認してください。

クラス	生 年 月 日	令和5年度 のクラス
0 歳	令和5年4月2日~令和7年4月1日 ※令和6年4月2日~令和7年4月1日は令和7年度も0歳クラス 2023/04/02~2025/04/01	
1歳	令和4年4月2日~令和5年4月1日 2022/04/02~2023/04/01	0 歳
2歳	令和3年4月2日~令和4年4月1日 2021/04/02~2022/04/01	1歳
3歳	令和2年4月2日~令和3年4月1日 2020/04/02~2021/04/01	2歳
4 歳	平成 31 年 4 月 2 日~令和 2 年 4 月 1 日 2019/04/02~2020/04/01	3 歳
5 歳	平成 30 年 4 月 2 日~平成 31 年 4 月 1 日 2018/04/02~2019/04/01	4 歳

(3) 保育時間と休園日について

保育時間は最長 11 時間ですが、具体的な保育時間は保護者の方の就労状況等により個々に異なります。入所後 1 週間程度は短時間保育(慣らし保育)から始め、お子さんの様子を見ながら徐々に通常の保育時間に近づけていく場合があります。詳しくは入所を希望する保育所等にお問合せください。

また、保育所は、日曜・国民の祝日及び年末年始(令和6年12月29日から令和7年1月3日)は休所となります。

ただし、令和 6 年 12 月 30 日(月)につきましては、ひかり保育園にて年末保育を実施する予定です。



4. 申込みから入所が決まるまで

教育・保育給付認定申請書兼入所申込書の提出

申込期間内に、認定・入所の申込書類を保育幼稚園課窓口へ提出してください。

郵送、FAX による受付、及び市民サービスコーナーでの受付は行っておりません。



保育の必要性の審査(認定審査)

提出書類の確認及びご家庭の状況等、お子さんの保育を必要とする具体的な内容をお尋ねします。また、ご自宅を訪問したり、勤務先に電話をしたりしてお話を伺うなどさせていただく場合もあります。



選考

保育の実施基準指数表 (P34.35) をもとに選考を行い、入所するお子さんを内定します。**先着順や抽選ではありません。**また、申込内容に虚偽が判明した場合には選考の対象とせず、内定が出ていた場合でも取消しとなります。



内定の連絡

4月の入所内定者には文書で通知します。 5月以降の入所内定者には電話でお知らせします。



面接・健康診断

入所が内定した保育所等で面接・健康診断を行います。健康診断の結果次第では入所できない場合があります。また, 入所基準日(毎月1日)の前日までに面接・健康診断を受けない場合, 内定取消しとなります。



入所決定

面接と健康診断等で入所に支障がない場合,入所決定 となり,保育利用決定通知書をお送りします。



入所

入所日は毎月1日です。月途中の入所はできません。



入所できなかったら

- ○内定しなかった方には申込初月のみ 「保育利用保留通知書」をお送りしま す。その後の選考では,入所内定の場 合のみ電話にてご連絡します<u>(引き続</u> き保留の場合は連絡しません)。
- ○支給認定証も同時に発送する予定です<u>(保育所等への入所を確定するもので</u>はありません)。
 - (※4月入所は3月中旬以降発送予定です。)
- ○申込みは年度内(令和7年2月入所選考まで)有効です。年度内に希望の保育所等に欠員が生じた場合,入所選考の対象になります。
- ○年度内に保育所等に入れず、引き続き 次年度も入所を希望される場合は、<u>あ</u> <u>らためて次年度分をお申込みいただく</u> 必要があります。
- ○<u>申込後に保育所等入所を希望しなくなった場合や家庭状況等が変わった場合</u>は必ず必要書類を提出してください。

支給認定証の交付

認定結果を郵送で入所希望月の前月下旬(4月入所は3月中旬以降)にお送りします。

利用者負担額決定

利用者負担額(保育費)を決定し、郵送で利用者負担額決定通知書をお送りします。

令和6年4月の入所申込み

◎一次選考

《申込方法》①窓口申込…8ページをご確認ください。

②郵送申込…9ページをご確認ください。

①窓口申込

◆受付期間・受付会場 ※下記日程以外は受付できません

日時	会場
令和 5 年 11 月 11 日 (土)・12 日 (日)	国分寺市役所
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	保育幼稚園課窓口
令和 5 年 11 月 13 日 (月) ~17 日 (金)	国分寺市役所
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	プレハブ会議室第1
令和 5 年 11 月 18 日 (土)・19 日 (日)	国分寺市役所
午前 8 時 30 分 ~ 午後 5 時 00 分	保育幼稚園課窓口

※正午~午後1時は受付を行っておりません。

◆注意事項

- ・11 月 11 日 (土)・12 日 (日)・18 日 (土)・19 日 (日) は保育幼稚園課 の窓口で入所申込みを受け付けますが、入所相談・電話対応等はできま せんのでご注意ください。
- ・混み合った場合, 受付まで1時間以上お待ちいただく場合がありますの で、時間に余裕を持ってお越しください。

②郵送申込

令和6年度4月入所申込一次選考に限り郵送での申込みを受付けます。

◆受付期間

令和5年10月2日(月)~令和5年11月19日(日)必着

◆宛先

〒185-8501 国分寺市戸倉 1-6-1 国分寺市役所 保育幼稚園課 入園相談係 宛

◆注意事項

- ・電話による書類の到着確認はお答えできませんので、<u>特定記録郵便</u> やレターパックなどご自身で到着を確認できる方法をお勧めいたし ます。
- ・郵便事故等の理由で届かなかった場合,市としては責任を負いかねますのでご了承ください。
- ・令和5年11月20日(月)以降に届いた書類は、二次選考の対象となります。受付期間内に到着するよう日程に余裕をもってご準備ください。
- ・書類到着後, 1週間程度で『保育所等入所申込受領書兼未提出書類のお知らせ』をご郵送いたします。届いたらご確認ください。
- ・郵送申込みは4月入所一次選考のみ実施します。4月入所二次選考 以降ご希望の方は、保育幼稚園課窓口でお申込みください。
- ・国分寺市外にお住まいの方は、原則として住民登録のある自治体を通しての申込みとなります。詳しくは 24 ページをご覧いただき、申込方法や締切りについてはお住まいの自治体の保育担当課にお問い合わせください。
- ・書類の原本はお返しすることができません。写しが必要な場合は, 提出前に写しをお取りください。
- ・疾病や障害がある場合など、集団保育をする上で配慮を必要とする お子様の場合は、必ず事前に保育コンシェルジュにご相談くださ い。
- ·FAX やメールでの申込みは受け付けておりません。

★出生前申込みを希望する方

令和6年4月1日までに出生予定のお子さんであれば、受付期間に未出生であっても4月入所一次選考の申込みが可能です。(郵送申込み可)ただし、産休明け保育の関係上、令和6年2月5日以降に生まれた場合は、4月入所選考の対象となりません。

- ※保育所の 0 歳児保育開始月齢が生後 57 日以降となっている施設のみ申込みが可能です。
- ※申込時に母子健康手帳(①交付日記載の表紙,②出産予定日記載のページ)の写しをご提出ください。
- ※出生後, 令和6年2月16日(金)までに保育幼稚園課まで「申込児童に関する調査書」をご提出ください。 令和6年2月4日までに出生されていたとしても、ご提出がなかった場合選考結果は無効となります。
- ◆一次選考に関する不足書類の提出及び希望保育所等の変更締切日 令和 5 年 12 月 28 日 (木) 午後 5 時 00 分
- ◆結果通知

令和6年2月2日(金)発送予定

- ※この日に市役所から通知を発送するため、**お手元に届くのは翌日以降に なります**。内定・保留に関わらず、全ての方に通知を発送します。
- ※お問い合わせいただいても、電話での結果回答はできません。
- ※内定した方で、やむを得ず辞退される場合は、早急に保育幼稚園課で辞 退の手続を行ってください。

◎二次選考

- ※一次選考の結果定員に空きが生じた場合と、辞退や未出生等の理由で一次選考後に生じた欠員はすべて二次選考の対象となります。
- ※一次選考の結果通知発送後、国分寺市ホームページに空き状況を掲載します。
- ※一次選考で既に申込済みの場合は改めての手続は不要です。

◆受付場所

国分寺市役所 保育幼稚園課 (第2庁舎1階)

※郵送申込みは受け付けておりませんので、窓口へお越しください。

◆受付期間

令和5年11月20日(月)~ 令和6年2月16日(金)

※土日・祝日及び年末年始(12月29日~1月3日)を除く。

◆受付時間

午前8時30分~午後5時00分

※正午~午後1時は職員一人での対応となります。混み合うことが予想 されますので、なるべく避けてご来庁ください。

◆結果通知

令和6年3月上旬頃発送予定

- ※一次選考で既に申込済みの場合は、内定者のみ通知を送付します。 二次選考から申込みの場合は内定・保留の全ての方々に通知を発送し ます。
- ※二次選考後に辞退等の理由で生じた欠員については、欠員が生じた保育所の待機者の中から待機順に繰り上げを行います。

令和6年5月以降(5月から翌年2月)の入所申込み

◎定員に空きがある場合にのみ選考会を行います。 郵送・FAX での申込みは受付できません。

◆受付場所

国分寺市役所保育幼稚園課(第2庁舎1階)

◆受付期間

入所希望月の2か月前から随時受付します

◆申込期限

入所希望月の前月の 10 日 (閉庁日の場合は翌開庁日) の正午まで

入所希望月	受 付 期 間 ※土日・祝日及び年末年始(12/29~1/3)を除く
5月入所	3月1日(金) ~ 4月10日 (水) 正午
6月入所	4月1日(月) ~ 5月10日 (金) 正午
7月入所	5月1日(水) ~ 6月10日 (月) 正午
8月入所	6月3日(月) ~ 7月10日 (水) 正午
9月入所	7月1日(月) ~ 8月13日 (火) 正午
10 月入所	8月1日 (木) ~ 9月10日 (火) 正午
11 月入所	9月2日(月) ~ 10月10日(木) 正午
12 月入所	10月1日(火) ~ 11月11日(月) 正午
1月入所	11月1日(金) ~ 12月10日(火) 正午
2月入所	12月2日(月) ~ 1月10日(金) 正午

※3月入所の取扱いはありません。

※保育所等の入所が保留となっている方で、引き続き次年度の入所選考を希望される場合、改めて申込みが必要です。申請時期は市報・ホームページにてお知らせします。

◆結果通知

- ・入所が内定した方には、入所希望月の前月15日頃に保育幼稚園課から電話連絡します。
- ・保留になった方には、最初に申込みをした月のみ前月20日ごろに保留通知を発送します。それ以降は保留になった場合に連絡・通知等は行いません。
- ・市外在住で国分寺市への転入手続等がまだの方,転入予定のない方については,住 民登録のある自治体から結果をご連絡いたします。
- ・待機になった方について、毎月 20 日以降にご連絡をいただければ待機順位等をお 伝えすることは可能です。次の月までにほかの方のお申込みがあれば変わる順位で すので、参考としてご利用ください。
- ※日程は選考状況や土日・祝日の関係で前後することがあります。

◆入所状況

毎月1日頃に、各保育所等の入所状況を国分寺市ホームページに掲載します。



5. 申込みに必要な書類

申込みには以下(1)~(4)の書類が必要となります。この入所案内に挟まっている様式や、国分寺市ホームページからダウンロードした様式をご利用いただき、記入漏れのないようにご注意ください。また、申込後にご家族やお勤め先などの状況が変わりましたら、速やかに保育幼稚園課までご連絡ください。入所条件に影響するような状況変更があったにもかかわらず連絡がなかった場合、虚偽の申告となり利用決定又は利用内定が取消しとなります。

(1)入所申込書

下記①~④は保育所を申し込む際に必ず必要になる書類です。**国分寺市様式以外のも** のは受付できません。

- ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書
 - ・申込児童が複数いる場合、世帯で1枚にまとめてご記入ください。
 - ・希望園を書く際は、『保育施設一覧(入所案内≪施設紹介編≫P4~10)』を見なが ら、**施設番号**と**園名**を記入してください。
 - ・希望保育所数に制限はありません。7園以上希望される場合には、枠外の余白に記載するか、別の用紙にご記入ください(様式は問いません)。
 - ・同居の親族欄は申込児童以外で同一敷地内に居住している親族(三親等以内)を全員ご記入ください。<u>保護者のどちらかが別居している場合は名前及び住所を記入し</u>たうえで申込時に申し出てください。

②保育所等入所申込調査書

・申込児童が複数いる場合でも、世帯で1枚ご記入ください。

③お申込みチェックシート

- ・申込児童が複数いる場合でも、世帯で1枚ご記入ください。
- ・18番以降(★のついている箇所)は当てはまるところを必ず確認してください。

④申込児童に関する調査書

- ・**申込児童1人につき1枚**ご記入ください。
- ・療育施設に通っている場合は、その他に相談している機関等があればあわせてご記入ください。また申込時と状況が変わったら必ずご連絡ください。
- ・アレルギーが未検査のため不明の場合で、その後判明した際は速やかに保育幼稚園 課までご連絡ください。

(2) 保育の必要性を証明する書類(入所希望月時点での状況)

それぞれの書類の有効期限は**入所希望月の初日から3か月以内(4月入所の場合は令 和5年10月以降)に証明されたもの**です。下の表にある保護者(父母、事実婚関係である者を含む。)それぞれの状況に合わせて必要な書類を、各書類①~⑨の注意事項を参照の上でご提出ください。

同一敷地内に居住している 20 歳~64 歳の親族(※)がいる場合は、それぞれ状況に応じた書類をご提出ください。未提出の場合、P35『調整指数表』14 番の減点対象となります。

※住民登録上は別世帯でも、住所が同一敷地内にある親族は同居親族(世帯員)とみなされます。また実際は別居しているが、やむを得ない理由により同住所となっている親族につきましては、別居の事実が確認できる書類をご提出いただければ、世帯員ではないと認められる場合がありますのでご相談ください。

※★印の様式はホームページからダウンロード可能です。

	保護者・親族の状況	提出書類
就	外勤 ※予定含む ※産前産後休暇又は育児休業中 含む	①就労証明書★
労	自営業・個人事業主 内職 ※予定含む ※育児に伴う休業中含む	②就労状況申告書(自営業・内職用)★ ③自営の証明書類
出	産	④母子健康手帳の写し
疾	病	⑤診断書
障	害	⑥各種障害者手帳の写し
介	護・看護	⑦介護状況届出書 ⑧介護・看護の必要があることの証明書類
求	就労内定あり	外勤と同様
求 職 中	就労内定なし	申込時に証明書類の提出は不要
就	 学	⑨在学証明書★ ※時間割を添付
災害にあった場合		罹災証明書

提出書類の詳細については次ページをご確認ください。

① 就労証明書

- ・<u>必ず国分寺市様式のものをご利用し、事業主から証明を受けてください。</u>また、勤 務日数等について、勤務先に確認することがあります。
- ・勤務先の代表者との関係が『親族』の場合、代表者である親族の**営業許可証や登記** 事項証明書、開業届等の写しも添付してください。
- ・産前産後休暇又は育児休業取得中の方は、「**産前・産後休業の取得**」「**育児休業の取得**」「**復職(予定)年月日**」の欄に記入が必要です。なお、復職後に育児のための短時間勤務制度を利用予定の場合は、「**育児のための短時間勤務制度利用有無**」の欄も記入が必要です。
- ・求職中(就労内定あり)の方は,就労開始後に就労証明書等を再度ご提出ください。
- ・雇用契約期間が決まっていて更新予定が未定の場合は、更新後に再度就労証明書をご提出ください。
- ・保育所等入所後に勤務日数や時間等が増える予定の方は,「求職中(就労内定あり)」と同じ取扱いとなります。保育所等入所後に勤務日数や時間等が増えた後の 就労証明書を再度ご提出ください。

② 就労状況申告書(自営業・内職用)

- ・必ず国分寺市様式のものをご利用し、ご自身で記入してください。
- ・開業予定又は保育所入所後に就労日数や時間等が増えて就労要件を満たす予定の方は「求職中(開業予定)」の取扱いとなります。
- ·『**1日の就労状況表**』は必ず記入してください。
- ・就労時間が不規則な方は、タイムスケジュールや勤務シフト表も添付してください。

③ 自営の証明書類

- ・自営業や個人事業主の方は、**営業許可証・登記事項証明書・開業届・業務委託契約** 書等**の写し**をご提出ください。
- ・内職の方は**依頼主と締結した契約書の写し**を添付してください。
- ・証明書類に有効期限のある場合は有効期限内のものを提出してください。
- ・上記の書類が用意できない等,ご不明な場合はお問合せください。

④ 母子健康手帳の写し

・出産を要件に保育所等の申込みをする場合は『**交付日記載のページ**(**表紙**)』,『出産予定日記載のページ(P4,5)』の写しをご提出ください(カッコ内は国分寺市発行の母子健康手帳の場合)。

⑤ 診断書

- ・診断書には『患者氏名』,『診断名』,『病状経過等』,『治療期間と通院回数(現状と 今後の見込み)』,『保育所利用の必要性』についての記載が必要です。
- ・上記内容が記載されていれば、国分寺市様式でなくても受付可能です。
- ・記載内容が不足している場合,疾病要件での申込みとして認められない場合があり ます。

⑥ 各種障害者手帳の写し

- ·『**氏名**』,『**手帳の種類**』,『**等級や区分**』,がわかるよう写しをご提出ください。
- ・有効期限を過ぎている場合には障害要件での申込みとして認められない場合があり ます。最新のものをご提出ください。

⑦ 介護状況届出書

- ・介護状況届出書の内容は介護者が記入してください。
- ・保育所に申込みをするお子さんの介護を要件に保育所の申込みを行うことはできません。
- ・介護状況としてあてはまる項目全てを記入してください。

⑧ 介護・看護の必要があることの証明書類

- ・要介護認定者を介護している場合は、『**要介護者の診断書**』・『**介護保険被保険者証 の写し**』・『**ケアプランの写し**』のいずれか一つを添付してください。
- ・障害支援区分該当者の介護をしている場合は,『**障害支援区分認定証の写し**』を添付してください。
- ・要介護認定・障害支援区分認定のどちらにもあてはまらない方の介護をしている場合は、『**要介護者の診断書**』を添付してください。
- ・診断書の提出が必要な場合は、国分寺市様式でなくても受付可能ですが、『**患者氏** 名』、『**診断名**』、『症状経過等』、『治療期間と通院回数(現状と今後の見込み)』、 『介護・看護の必要性』についての記載が必要です。

9 在学証明書

- ·『生徒氏名』,『在籍学部(在籍学部がない場合は,所属や専攻している分野)』,『学年』,『入学日と卒業予定日』休学中の場合は『休学期間と理由』についての記載が必要です。
- ・上記内容が記載されていれば、国分寺市様式でなくても受付可能です。
- ・時間割表は最初の入所希望月における時間割(講義時間・講義内容)を記入してください。休学中の場合は休学前の時間割を記入してください。

(3) 市町村民税の確認に必要な書類

入所選考時と利用者負担額(保育費)の算定時に以下①,②が必要となります。①は 必ずご提出ください。②は該当する方のみご提出ください。

①扶養対象者申告書

- ・申込児童が複数いる場合でも世帯で1枚ご記入ください。
- ・令和4年12月31日時点,令和5年12月31日時点において,扶養している方 (父・母・祖父母等)の名前と,扶養されていて生計を一にしているお子さん(同居・別居は問わない)の名前をご記入ください。
- ・生計を一にする別居のお子さんがいる場合には、扶養していることが確認できる書類(**健康保険証・源泉徴収票・確定申告書**)の写しを提出してください。
- ・扶養されている配偶者、祖父母等については記載不要です。

②令和5年度の市町村民税に関する書類

- ◆令和5年1月1日以前から国分寺市に継続して居住している方
 - ・提出は不要です。
- ◆令和5年1月1日は国分寺市以外の市町村に住民登録があった方
 - ・『**令和5年度住民税(非)課税証明書**』が必要です。令和5年1月1日に住民登録があった自治体で発行したもの(コピー可)をご提出ください。
 - ・寄附金税額控除や住宅借入金等特別控除等がある方は、その記載のある「住民税 (非)課税証明書」(コピー可)を提出してください。
 - ・「住民税特別徴収額通知書」や「住民税納税通知書」では対応できませんのでご 了承ください。
- ◆令和5年1月1日は海外在住等の理由で市町村民税に関する書類が提出できない方
 - ・令和4年1月1日~令和4年12月31日に収入があった方は、その期間の収入を 証明できるもの(『**源泉徴収票**』や勤務先作成の『**給与支払い証明書**』で円建て のもの)と『**年間収入申告書**』をご提出ください。国内給与と国外給与の支払い があった場合には、それぞれについての書類をご提出ください。
 - ・令和4年1月1日~令和4年12月31日に収入がなかった方は,『**年間収入申告** 書』のみご提出ください。
 - ※年間収入申告書は国分寺市ホームページからダウンロード可能です。
- ※令和6年1月1日に国分寺市に住民登録がなかった方は、**入所後『令和6年度の市町** 村民税に関する書類』も必要です。詳しくは P47『(3)利用者負担額(保育費)の 決定に必要な書類』をご覧ください。

(4) その他家庭の状況に応じて必要な書類

下記①~⑤の書類は申込みをする上で必ず必要な書類ではありません。ご家庭それぞれの状況にあわせてご提出ください。

①保育受託証明書

- ・認可保育施設の一時保育、認証保育所、内閣府や都道府県知事に届出している認可 外保育施設に有償で通所している場合に施設から証明を受けてください。認可保育 所等に在籍中で転所の申込みをする場合には提出の必要はありません。
- ・申込児童が複数いる場合でも、預けている施設が同じであれば1枚にご記入ください。
- ・入所希望月前月を含めて2か月以上連続して、最低週3日以上かつ日中週12時間 以上預けていることを常態としている場合、P35『調整指数表』26番の加点対象と なりますが、各月の申込締切日(4月入所一次選考の場合不足書類提出締切日)の 時点で、保護者が産前産後休暇中、育児休業取得中の場合は加点の対象となりませ ん。産休中もしくは育児休業中である勤務証明書等を申込時に提出されている方は 復職証明書もあわせてご提出ください。

②保護者の保育士・幼稚園教諭の免許状の写し

- ・保護者が保育士・幼稚園教諭の免許を有し、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、認可外保育施設(内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。)で保育に従事している(就労内定を含む)場合はご提出ください。
- ・新規申込みの場合のみ P35『調整指数表』 7 番又は 8 番の加点対象となります。

③申込児童のきょうだいの障害者手帳の写し又は診断書

- ・申込児童のきょうだいに障害がある場合はご提出ください。
- ・診断書の様式は問いません。
- ・P35『調整指数表』19番の加点対象となります。

④保護者の指定医療費(指定難病)受給者証・マル都医療券の写し

- ・交付されている場合は写しをご提出ください。
- ・P35『調整指数表』3番の加点対象となります。
- ・入所希望月初日の時点で有効期限を過ぎている場合には加点対象となりません。 最新のものをご提出ください。

⑤同居親族の障害支援区分認定証・介護保険被保険者証の写し

- ・申込児童, 申込児童のきょうだい, 保護者を除く同居親族の中に, 障害支援区分1 ~6に該当又は要介護認定を受けた方がいる場合はご提出ください
- ・P35『調整指数表』13番の加点対象となります。

6. 申込時の注意

(1) 申込書類への記入方法について

- ・申込書類に記入する際は、必ずボールペンを使用してください。**鉛筆や熱等により** インクが消えるペンで記入された申込書類では受付けられません。
- ・訂正する時は修正液や修正テープを使わず、二重線を引いていただき正しい内容を ご記入ください(訂正印は不要です)。

(2) 希望保育所等の記入について

- ・毎日お子さんと一緒に通うことになりますので、希望保育所等は通える範囲内で慎重にお選びください。特に就労要件での申込みの場合、保育時間内に送迎が間に合わないという理由でも、提出された就労証明書の就労条件より勤務日数・時間を少なくしたりした場合(勤務先の育児短時間制度等を除く。)は、選考時の指数を満たさなくなるため原則として内定取消しや退所となります。
- ・自転車や自家用車での送迎をお考えの場合、希望保育所等に駐輪場や駐車場がある か必ずご確認ください。駐輪場や駐車場がない場合に、自転車や自家用車での送迎 はできません。
- ・開所時間や保育内容,行事等が各保育所等により異なりますので,事前に希望する 保育所等を見学することをお勧めします。各保育所等の予定により見学できない日 もありますので,見学の際は事前に各保育所等へ直接ご連絡ください。
- ・保育所によって、0歳児保育開始月齢が異なります。入所希望月1日の時点において、保育開始月齢に達している保育所等のみ申込みが可能ですので、ご注意ください。もともと令和6年度保育所等入所の申込みをしているお子さんについて、保育開始月齢に達した保育所を新たに希望保育所等に追加したい場合には、該当月の申込締切日までに「保育所等入所(転所)申込変更届」をご提出ください。

(3) 申込後の変更や取下げについて

- ・申込後に希望保育所等の変更や申込みの取下げをする場合は、申込締切日までに必要書類を保育幼稚園課にご提出ください(郵送可)。所定の様式は保育幼稚園課窓口にあります(国分寺市ホームページからもダウンロード可能)。
- ・必要書類の提出が申込締切日に間に合わなかった場合は、変更又は取下げ前の内容 で選考が行われます。特に転所申込みの場合、取下げ前の選考により転所が内定し た場合でも、元の保育所等に通い続けることはできませんのでご注意ください。

(4)「新規」申込みと「転所」申込みの違いについて

申込時点で市内・市外を問わず認可保育所等に入所しているお子さんの場合,「新規」での申込みか、「転所」での申込みかを選んでいただく必要があります。「①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等入所申込書」の「新規」又は「転所」のいずれかに○をつけてください。

- ◆新規:選考結果に関係なく、現在入所している認可保育所等を退所する。ことを前提に申し込む場合。保留となった場合でも、現在の認可保育所等は退所になります。申込時に退所届もご提出ください。
- ◆転所: 現在入所している認可保育所等の在籍枠を確保した状態で、別の認可保育所等を申し込む場合。保留となった場合は、現在の認可保育所等に継続して在籍することができますが、内定した場合には、理由の如何を問わず元の認可保育所等へ通い続けることはできません。また、転所した場合には新しい保育所で再度慣らし保育期間がありますのでご注意ください。
 - ※転所申込みの場合、在籍している保育所等を希望することはできません。

選考において指数が同じとなった場合、転所申込みのお子さんより新規申込みのお子さんが優先となります(P35『優先順位』第二段階)が、新規申込みを選択されても確実に認可保育所等へ入所できるとは限りませんので、どちらで申込みされるかは慎重にご検討ください。

(5) きょうだいの入所申込みについて

きょうだいで同時に申込みをする場合は下記いずれかの申込方法から選ぶことができます。「施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定申請書兼保育所等 入所申込書」下段の2人以上のきょうだいが同時に入所申込みを行う場合欄①~③のいずれかに必ず○をしてください。なお、希望保育所等やお子さんによって条件を変える等の取扱いはできません。

- ※「A 保育園なら一人だけしか内定が出なくても通わせるが、B 保育園には兄弟両方内定が出なければ通わせない。」という取扱いはできません。
- ◆きょうだい同時に申込みをする場合

※すでに入所している子どもの転所申込みと、入所していない子どもの新規申込み を同時に行う場合も含む

次の①,②,③のうちひとつをお選びください。

① 「申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所できる場合のみ入所する。」 を選んだ場合

- ・お子さんによって希望園の順位を変更して申し込むことはできません。
- ・第一希望の園のみ P35『調整指数表』25 番の加点対象となります。
- ・内定がでた場合に、きょうだいのうち1人だけ内定を辞退するということはできません。辞退する場合はきょうだい全員で辞退をしていただきます。
- ・転所申込みを同時に行う場合に、現在在籍している園を希望園に書くことはできません。

② 「別々の保育所等であっても、申込児童全員が同時に入所できる場合のみ入所する。」を選んだ場合

- ・第一希望を同じ園にした場合、その園のみ P35『調整指数表』25 番の加点対象となります。
- ・希望順位よりも同じ保育所等に入所することを優先して選考します。例えば、上の子が第1,2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望の保育所等のみ入所可能な場合は、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。
- ・内定がでた場合に、きょうだいのうち1人だけ内定を辞退するということはできません。辞退する場合はきょうだい全員で辞退をしていただきます。

③「入所できるのが申込児童全員でない場合も入所する」を選んだ場合

- ・希望順位よりも同じ保育所等に入所することを優先して選考します。例えば、上の子が第1,2希望の両保育所等に入所可能で、下の子が第2希望の保育所等の み入所可能な場合は、2人とも第2希望の保育所等に内定となります。
- ・育児休業(育児に伴う休業)中・求職活動中(就労内定を含む)の方で、きょうだいの1人だけが入所できた場合、入所月の翌月1日までに復職又は就労開始が必要となりますので、入所できなかったお子さんの預け先を確保していただく必要があります。

(6) アレルギーについて

アレルギーのあるお子さんは、「申込児童に関する調査書」に内容や症状等をご記入ください。なお、食物アレルギーの内容や症状により対応できない場合があります。認可保育所については入所案内《施設紹介編》P4~9『保育施設一覧』の「食物アレルギーの対応」欄をご確認いただき、「申込前に要確認」と記載のある保育所等への入所を希望される場合は、必ず事前に対応可能か確認されたうえでお申込みください。地域型保育への入所を希望される場合は、各施設へ直接お問合せください。

(7) 与薬について

原則として保育所等での与薬は行いませんが、主治医が園での与薬が必要と認めた ときは、医師の指示に基づき与薬できることがあります。お子さんの安全のために も、事前に希望保育所等に相談していただいた上でお申込みください。

(8) 育児休業(育児に伴う休業(自営業)を含む。以下同じ)について

①現在育児休業中の場合

- ·保育所等に入所後も継続して育児休業を取得する(復職しない)予定の方は、保育 の必要性の認定を受けることができません。
- ・「保育所等入所申込調査書」で、入所月の翌月1日までに育児休業を切り上げ、復職することをご誓約頂いた方は就労要件として認定を受けることが可能です。外勤の方は復職後に『復職証明書』を、自営の方は就労再開後に『就労状況申告書』を提出してください。下の子についての育児休業中に、上の子の保育所等入所・転所の申込みをする場合も同様です。
- ◆復職とは<u>「育児休業を取得している勤務先に復帰すること」</u>又は<u>「育児に伴い休業</u> していた自営業を再開すること」です。
- ・育児休業を取得している勤務先を復職せずに退職して別の勤務先に転職しても,復職したことにはなりません。勤務先の都合(倒産等)で復職できなかった場合は, その旨を証明する書類の提出が必要です。
- ・選考時は就労証明書に記載された勤務条件を基に指数を算定します。復職前後で部署の異動や派遣先の変更等があった場合でも、育児短時間制度を利用する場合を除き、**復職後に勤務日数や勤務時間等を短くすることは認められません。**復職後に育児のための短時間勤務制度を利用し、勤務日数や勤務時間等を短くすることが決まっている場合には、就労証明書の「育児のための短時間勤務制度利用有無」の欄に就労時間帯を記載してください。契約上の条件が変わる場合は、就労証明書の下部に、変更後の就労時間をを記載したものを申込時にご提出ください。
- ・勤務時間は変わらず、勤務時間帯が変更(例えば午前9時~午後5時だった雇用契約が午前8時30分~午後4時30分に変更)となることは問題ありません。
- ・復職期限は<u>入所月の翌月1日</u>までです。土日・祝日が休みの勤務先で,1日が土日・祝日等で休みの場合であっても,**2日以降の復職は認められません。**復職できなければ,入所前の場合には利用決定の取消し,入所後の場合には退所となりますので、事前に勤務先と調整しておいてください。

②現在妊娠中の場合(申込後から入所までに妊娠が判明した場合も含む)

- ・就労要件で申込みをする場合、入所月は就労する必要があります。
- ・上の子の育児休業を取得中で妊娠をしている場合に、上の子が保育所等に入所した場合には、入所翌月1日までに育児休業から復職する必要があります。一度復職をした方が産前産後休暇・育児休業を取得する場合には、上の子は継続して入所することが可能です。手続が必要ですので保育幼稚園課までご相談ください。
- ・入所日の時点で産前産後休暇に入っている場合には就労要件を満たすことができないため、入所決定期間は出産要件と同じ(出産予定月をはさんで前後各2か月)となります。

(9) 市外在住で国分寺市内の保育所等への入所を希望する場合

国分寺市外にお住いのお子さんが国分寺市内の保育所等への入所を希望する場合, 現在住民登録のある市区町村を通じての申込みとなります。申込みにあたっては国分 寺市の申込締切日や必要書類等をご確認いただき,国分寺市様式の申込書類一式を住 民登録のある市区町村の保育担当窓口にご提出ください(海外在住の場合等,住民登 録のある市区町村を通じての申込みができない場合には事前にご相談ください)。

なお「現在住民登録のある市区町村から郵送された申込書類が国分寺市に届いた 日」が受付日となります。国分寺市の申込締切日(4月入所一次選考については令和 5年12月28日)までに確実に届くよう、十分に余裕を持ってお申込みください (FAX での受付は行っておりません)。

※障害児や特別な配慮を要するお子さんの申込みについては締切日が異なります。 P27『(**15**) **障害児や特別な配慮を要するお子さんの申込みについて**』を必ずご確認ください。

◆転入予定のない方

市民でも多くのお子さんが待機されている 0 歳児・1歳児・2歳児クラスについて は転入予定のない(転入先住所が決まっていない場合含む)お子さんは申込まれても 選考の対象となりません。ご了承ください。

3歳児クラス以上については転入予定がなくても選考対象となりますが、国分寺市 在住のお子さんの選考後に十分な空きがある場合のみ選考が行われます。また、4月 入所については一次選考の対象にはなりません。国分寺市在住のお子さんの二次選考 後に十分な空きがある場合のみ選考対象となります。

◆転入予定のある方

『転入誓約書』と『入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類(住居の賃貸借契約書や売買契約書等で、「住所」・「入居日又は引渡日」・「署名捺印(保護者氏名)」が確認できるもの)』を申込締切日までに提出していただいた場合は、市民と同等に選考します。提出がなかった場合は「転入予定のない方」と同様の取扱いとなります。

ただし、申込後は入所選考結果の如何にかかわらず、入所希望月の1日まで(4月入所の場合は4月1日(月)まで)に、市民課での「転入手続」と、保育幼稚園課での「国分寺市民としての保育所入所等申込手続」を完了する必要があります。入所希望月の1日までに手続を完了しない場合、利用決定又は利用内定が取消しとなります。

- ※転入誓約書は国分寺市ホームページからダウンロード可能です。
- ※「転入手続」後は子ども子育て支援課にて児童手当や医療費助成等の手続が必要となりますので、その際に保育幼稚園課で「国分寺市民としての保育所等入所申込手続」もお忘れなくお願いします。

(10) 国分寺市在住のまま、市外の保育所等への入所を希望する場合

国分寺市在住の方が国分寺市外の保育所等への入所を希望する場合,**国分寺市を通じての申込み**となります。受付後に希望保育所等の所在地の市区町村へ申込書類を送付して協議を行うため,必ず事前に各市区町村の募集時期(申込締切日)及び必要書類を確認していただき,各市区町村の申込締切日の一週間前までに国分寺市保育幼稚園課窓口にご提出ください。

- ※市区町村によっては、市外からの申込みを制限している場合があります。
- ※申込書類は自治体によって異なるため、受付時に国分寺市で内容を確認することはできません。送付後に各市区町村で確認していただきますのでご了承ください。

(11) 市外に転出する予定があり、転出先の保育所等を希望する場合

国分寺市から転出する予定があり、転出先の保育所等に入所を希望する場合には、 国分寺市を通じて転出前に入所申込みをすることができます。入所を希望する保育所 等の所在地の市区町村へ申込書類を確認していただき、各市区町村の申込締切日の一 週間前までに国分寺市保育幼稚園課窓口にご提出ください。

※申込書類は自治体によって異なるため、受付時に国分寺市で内容を確認することはできません。送付後に各市区町村で確認していただきますのでご了承ください。

(12) 利用内定の辞退と再申込みについて

内定通知後に辞退された場合,再申込みをされた場合の選考に影響があります。 具体的には、P35『調整指数表』22番に該当していた方でも加点対象ではなくなり、優先順位第四段階の待機年数が0になります。また、再申込みの際はもう一度必要書類をすべてご用意いただき、あらためて入所申込みをしていただく必要があります。

なお、やむを得ない理由で内定を辞退する場合には、次のお子さんをご案内できるよう、速やかに保育幼稚園課にご連絡いただき、『**保育所等入所辞退届**』を提出してください。

(13) 市内家庭的保育の卒園児の取扱いについて

家庭的保育は年齢制限があるため、2歳児クラスの年度末で卒園となりますので、 卒園後も継続して認可保育所への入所を希望するお子さんについては他のお子さんの 選考前に事前選考を行います。令和6年11月1日時点で国分寺市内の家庭的保育施 設に在籍していて、令和7年3月31日で卒園となるお子さんにつきましては、令和 6年10月ごろに申請方法等について個別にお知らせ致します。

(14) 認可化する認証保育所の在園児の取扱いについて

令和 6 年 4 月よりアスク西国分寺保育園と西国分寺プチ・クレイシュが認可化するにあたり、令和 5 年 11 月 1 日時点で在籍している児童については、保護者それぞれの保育の必要性が確認できた場合には、継続して在籍することができます。(保育の必要性については、入所案内《利用案内編》 5 ページをご確認ください。)詳しくは、在園児童の方に別途お知らせします。

(15) 障害児や特別な配慮を要するお子さんの申込みについて

障害や発達の特性があるお子さん(集団保育が可能な方に限ります)の保育は、 市内の全保育所で実施しており、各施設で受入可能な範囲でお預かりしています。年 度によって受入可能な保育所・クラス・人数が変わり、希望する保育所のクラス定員 に空きがあり、かつ保育所として障害児の受け入れが可能な場合のみ選考の対象とな りますのでご注意ください。

◆保育時間

お子さんの心身の状況に応じて保護者と保育所で相談して決めています。就労等により長時間保育が必要な場合でも、お子さんの心身の状況により長時間保育が難 しい場合があり、入所後、お子さんが保育所に慣れるまでは保育時間が短くなる場 合があります。

◆注意事項

保育は個々の発達状況や個性をふまえながら行っていきますが、 \underline{b} 人まで集団での保育となります。必ずしも \underline{b} 1 で対応するわけではなく,保育園の対応にお任せいただくことになります。また,保育園では療育は行いません。 主治医によって集団保育が可能と判断された場合でも,お子さんの状況や各保育所の体制(施設環境,保育士の配置,クラスの状況等)により,集団保育を行う上で安全確保が困難であると判断された場合には入所できないことがあります。

◆申込みから入所までの流れ

公立保育所

1. 事前相談・保育所見学

2. 申込み

令和6年度4月入所の申込は所定の締切日(**令和5年11月 19日**)までに、年度途中の申込は毎月の申込締切日の3週間前までにお申込みください。

※提出書類

- 「・申込書類一式
- ・障害児保育調査票(市指定の様式)
- ・障害児保育用診断書(市指定の様式)
- ▲・障害者手帳の写し(交付を受けている場合)

3. 事前保育会

お子さんが集団保育可能かどうか公立保育所で事前保育会を行います。保育幼稚園課で指定する日に、お子さんと保護者で参加していただきます。市からは、保育所の園長や保健師、こどもの発達センターつくしんぼの職員などが参加します。

4. 入所協議会

提出された書類と、事前保育会の記録をもとに、お子さんが集団保育が可能か、障害児保育の対象となるか、障害児に該当する場合にはどのような保育が適切か協議します。 その後、協議会の結果を電話でお知らせします。

5. 保育所等入所選考会

選考会の結果を受けて入所の内定連絡、もしくは保留通知書を 発送します。

私立保育所

1. 事前相談・保育所見学

※お子さん連れでの見学が必須です。

※私立保育所に障害児保育をお申込みの際は、受け入れの可否 について、事前に直接保育所にお問合せください。

見学していない場合は内定が出ても入所できないことがあり ます。

2. 申込み

令和6年度4月入所の申込みは所定の締切日(一次選考:令和5年11月19日,二次選考:令和6年2月16日)までに,年度途中の申込は,毎月の申込締切日までにお申込みください。 ※提出書類

- · 申込書類一式
- ・障害児調査票(市指定の様式)
- ・障害児保育用診断書(市指定の様式でなくても可※)
- ・障害者手帳の写し(交付を受けている場合)

3. 保育所等入所選考会

選考会の結果を受けて入所の内定連絡、もしくは保留通知書を 発送します。

ご希望の保育所の見学など、保育コンシェルジュが ご案内いたしますので、お気軽にご相談ください。

7. 保育コンシェルジュ

◆保育コンシェルジュとは

保護者の皆さまのご希望や就労状況、お子さんの様子などをお伺いしながら、それぞれのご家庭のニーズにあった保育サービスの情報提供を行う、保育士資格を持った専門の相談員です。保育をする上で配慮が必要なお子さんの保育所入所や緊急一時保育についてなどを中心に、ご希望に沿った情報をご案内いたします。

◆コンシェルジュに必ず相談が必要な場合

(保育所の入所について)

- ・子どもに障害があるけれど、どうやって申し込めば良いの?
- ・子どもに医療的ケアが必要だけれど、どうやって申し込めば良いの?
- ・子どもに既往症があり、現在も通院中の場合は相談が必要なの?
- ・療育に通っており、発達的に気になるけれど、事前見学や相談は必要なの?

(緊急一時保育について)

- ・家族が緊急入院してしまい,病院に付き添っている間,だれに子どもを見てもらえばいいの?
- ・出産で入院する間の子どもの預け先はどうすればいいの?

◆利用方法

保育幼稚園課の窓口に直接お越しいただいてもご案内は可能ですが、ほかの方の相談が入っている場合やコンシェルジュ不在の場合もありますので、事前にお電話で相談日を決めていただくとスムーズにご案内できます。

◆相談窓口

国分寺市役所 第2庁舎1階

『保育幼稚園課②』 のプレートが下がっているところです。

◆相談時間

午前8時30分から正午午後1時から午後5時

8. 入所後の手続について

(1) 求職要件で保育所等の申込みをした場合

- ・『求職活動(就労内定なし)』で保育所等の申込みを行った場合は,入所月の翌月1日までに就労を開始し,速やかに『**就労証明書**』を提出してください。
- ・『求職活動(就労内定あり)』で保育所等の申込みを行った場合は、申込時に提出していた証明書どおりの条件で入所月の翌月1日までに就労を開始し、『就労証明書』を提出してください。なお、提出された証明書の就労条件(勤務時間・勤務日数等)が、申込時に提出された証明書の就労条件より減っていた場合、退所となる可能性があります。就労条件が同じ場合は、内定していた勤務先と別の勤務先になっても構いません。
- ・『求職活動 (開業予定)』で保育所等の申込みを行った場合は,入所月内に就労を開始し,『**就労状況申告書 (自営業・内職用)**』と『**自営の証明書類**』を提出してください。

(2) 育児休業中に保育所等の申込みをした場合

- ・育児休業(外勤)を取得していた方は、入所月の翌月1日までに復職し、<u>事業主から証明書を受けた『復職証明書』を復帰後2週間以内にご提出ください。</u>なお、復職証明書に記載された就労条件(勤務日数・勤務時間)が申込時に提出された就労証明書等の就労条件より減っていた場合、退所となる可能性があります。<u>育児短時</u>間制度を利用する場合は、その旨を復職証明書に必ず証明してもらってください。
- ・育児に伴う休業(自営)を取得していた方は、入所月の翌月1日までに就労を再開し、『**就労状況申告書**(**自営業・内職用**)』を就労再開後2週間以内にご提出ください。なお、就労再開後の就労条件(勤務日数・勤務時間)が申込時に提出された就労状況申告書の就労条件より減っていた場合、退所となる可能性があります。

(3) 実際の勤務地や雇用契約期間・仕事内容等が変更になった場合

- ・外勤の方で異動や転籍等により勤務先が変わった場合や,雇用契約期間が更新された場合には,『**就労証明書**』を変更後速やかにご提出ください。
- ・自営業の方で仕事内容が変更になった場合や、業務委託契約先が変わった場合には 『**就労状況申告書(自営業・内職用**)』と『**自営の証明書類**』を変更後速やかにご 提出ください。
 - ※仕事内容等に変更がなく,勤務条件(勤務日数・勤務時間等)だけが変更になった場合には,自営の証明書類は必要ありません。

(4) 仕事を辞めた場合(転職を含む)

- ・仕事を辞めた後も継続して在園を希望する場合には、『**退職にかかわる保育所等入 所継続届**』を退職日が決まり次第速やかにご提出ください。
- ・求職要件での保育所等入所承諾期間は,**退職した月の翌月末日**までです。この期間中に就労を開始し,外勤の場合は『**就労証明書**』,自営業を開始する場合は『**就労状況申告書(自営業・内職用)**』と『**自営の証明書類**』を就労開始後速やかにご提出ください。この場合,原則として勤務日数や勤務時間が減少することは認められません。再度,変更後の勤務日数や勤務時間で選考を受け直していただきます。
- ・退職後、就労以外の要件で保育所等に入所継続を希望する場合は、各要件ごとに必要となる書類(診断書・在学証明書等)を速やかにご提出ください。
- ・継続して在園を希望しない場合には『**保育所等退所届**』をご提出ください。

(5) 育児休業(育児に伴う休業を含む)を取得する場合

- ・就労要件でお子さんが保育所に入所している保護者が妊娠し、出産後に育児休業を 取得する場合でも手続により在籍している保育所等に継続入所することが可能で す。
 - ※手続をして継続入所している場合であっても、育児休業取得中に転所申込みを行う場合は、育児休業中に保育所等の入所・転所申込みを行う場合と同じ取扱いとなります(→P23(8)育児休業(育児に伴う休業(自営業)を含む。以下同じ)について①現在育児休業中の場合)。
- ・外勤で育児休業を取得する方は、出産後(育休期間確定後)に『**育児休業等育児に 伴う保育所等入所継続届**』と出産後に勤務先が発行した『**育児休業期間が明記され ている証明書**』又は『**育児休業期間が明記された就労証明書**』を育児休業が始まる 前までにご提出ください。証明書類の証明日が出産前のものではお手続できません のでご注意ください。
- ・自営業で育児に伴う休業を取得する方は、出産後(育児に伴う休業期間確定後)に 『**育児に伴う休業に係る保育所等入所継続届(自営業・内職用**)』を速やかにご提 出ください。

(6)世帯構成が変更になった場合

・結婚、離婚、死亡等の理由で世帯構成が変更(姓の変更含む)になった場合は、 『世帯構成変更届』と『変更になったことがわかる証明書類(受理証明書・戸籍の 写し等)』をご提出ください。

(7) 市外へ転出する場合

◆転出後も現在入所している保育所等に継続して通所したいとき

- ・転出した月の末日付で国分寺市民としては退所となりますが、転出先の市区町村で 継続入所手続をしていただければ、転出後も継続して入所することが可能です。
- ・転出予定が決まりましたら、<u>転出前に</u>『保育所等退所届』を国分寺市保育幼稚園課に提出してください。また、**転出した月の末日までに**転出先の市区町村で転入手続を行った後、保育担当部署にて継続入所の手続を行ってください。
- ・手続が遅れた場合、継続入所ができなくなることがありますのでご注意ください。

◆転出先の保育所に入所したいとき

・国分寺市から転出し、転出先の保育所等に入所を希望する場合には、国分寺市を通じて転出前に入所申込みをすることができます。転出前に申し込む場合は、転出先市区町村の保育担当部署と国分寺市保育幼稚園課にご相談ください(→P25 『(11) 市外に転出する予定があり、転出先の保育所等を希望する場合』もご参照ください)。

(8) 転所したいとき

- ・転所を希望する場合は、新規申込みと同様に必要書類をご用意いただき、保育幼稚園課窓口にて申込みをしていただく必要があります(令和6年4月入所一次選考の申込みを除き、郵送によるお申込みは受け付けられません)。ただし、年度内に世帯の中で、新規申込み又は転所申込みをしているお子さんがいる場合、家庭状況や勤務状況等に変更がなければ、P14『(1)入所申込書』①~④のみご提出ください。
- ・転所申込後に転所の意思がなくなった場合には、保育幼稚園課に『**保育所等入所** (転所)申込取下げ書』を速やかに提出してください。<u>転所の内定が出た場合、現</u> 在入所されている保育所等には同時に別のお子さんが内定するため、理由の如何を 問わず元の保育所等に通い続けることはできません(内定するお子さんがいなかっ た場合や、元の保育所に空きがある場合でも、選考の公平性を欠くことになるため 同様の取扱いとなります)。<u>転所の内定を辞退されますと、翌月からどこの認可保</u> 育所等にも通えなくなりますのでご注意ください。
- ・現在の保育所等に就労要件でお子さんが入所した保護者が、次のお子さんを出産された場合、現在の保育所等へ引き続き通うのであれば育児休業(育児に伴う休業(自営業)を含む)を取得しても継続入所が可能(→P30『(5)育児休業(育児に伴う休業を含む)を取得する場合』をご参照ください)ですが、転所申込をする場合はP23『(8)育児休業(育児に伴う休業(自営業)を含む)について』と同じ取扱いとなりますのでご注意ください。

(9) 退所したいとき

- ・退所を希望する場合や、保育を必要とする事由がなくなった場合、国分寺市から転出される場合(転出後に現在の保育所等への継続入所を希望する場合を含む)は、速やかに入所している保育所等に連絡し、保育幼稚園課に『**保育所等退所届**』を提出してください。
- ・2か月間連続して保育所等に通所しない場合は、原則として退所となります。

(10) 休所したいとき

◆お子さんが疾病・負傷により一時的に通所できなくなったとき

- ・最終登園日の属する月の翌月1日から起算して2か月間を限度とし、休所することができます。この場合、利用者負担額はかかりませんが、休所期間中に1日でも通所した場合は1か月分の利用者負担額がかかります。
- ・<u>『保育所等休所届』及び診断書等</u>の提出が必要となりますので、希望する場合には 保育幼稚園課へご相談ください。

◆第2子以降の里帰り出産に同行する等、上記以外の理由で通所しないとき

- ・最終登園日の属する月の翌月の1日からから起算して2か月を限度として欠席する ことができます。この場合には**通所していなくても利用者負担額はかかります。**
- ・保育幼稚園課での手続は必要ありませんが、保育所等には必ず事前に連絡をしてく ださい。

なお、上記どちらの場合であっても、登園を再開した直後に再度同じ理由で休所した場合、最終登園日はリセットされませんのでご了承ください。

※例えば里帰り出産のため休所した後, 1日だけ登園して再度里帰りのため休所する場合, 休所期間は最初の里帰り前の最終登園日から起算されます。

(11) 継続入所(進級) したいとき

- ・翌年度も引き続き保育所等への通所を希望する方は、保育幼稚園課に**『施設型給付費・地域型保育給付費等教育保育給付認定現況届**』等の書類提出が必要です。詳しくは毎年1月頃に在籍している保育所等から保護者に配布される、継続手続のお知らせをご覧ください。市外の認可保育施設に在籍している場合はご自宅宛に郵送します。
- ・継続入所(進級)を希望する場合は保育の必要性を証明する書類(勤務証明書等) を提出する必要があります。
- ・仕事を辞めるなど、保育を必要とする事由がなくなった場合や、年度途中に保育を必要とする事由がなくなっていたにもかかわらず申告していなかった場合など、**翌 年度の継続入所が認められない場合があります。**状況が変わった場合には必ず保育 幼稚園課までご相談ください。

9. 入所できなかった場合について (待機)

(1) 年度途中の入所について

一度受付をした申込み(転所申込みを含む)は、その年度の最後の選考まで(令和 6年度の入所申込みをした場合、令和7年2月入所の選考まで)は有効となりますの で、毎月申し込む必要はありません。申し込んだ月に入所できなかった場合でも、年 度途中で希望保育所等に欠員が生じた場合などに入所できることがあります。内定し た場合は、前月15日ごろにご連絡します。保留の場合は、申し込んだ月のみ保留通 知を発送しますが、翌月以降は連絡・通知等は行いません。

(2) 書類の提出について

未提出書類がある場合,提出により指数が変わる可能性がありますので,各選考の申込締切日 (P8~12 参照)までに保育幼稚園課に提出してください (郵送可ですが締切日必着。以下同じ)。

(3) 希望保育所等の変更等について

希望保育所等を変更する場合は希望する月の申込締切日までに『**保育所等入所** (**転所**)申込変更届』を保育幼稚園課に提出してください(郵送可)。

(4) 入所・転所申込みの取下げについて

保育所等入所・転所の必要がなくなった場合には『**保育所等入所**(**転所**)申込取下 **げ書**』を保育幼稚園課に提出してください(郵送可)。申込締切日までに提出が間に 合わなかった場合,選考が行われ内定する可能性がありますので,特に転所申込みの 場合はご注意ください(\rightarrow P20『(3) 申込後の変更や取下げについて』をご参照く ださい)。

(5) 家庭の状況が変わったとき

P15~17『(2)保育の必要性を証明する書類』, P19『(4)その他家庭の状況に応じて必要な書類』を参照し、申込締切日までに必要書類を必ず保育幼稚園課に提出してください(郵送可)。

なお,入所内定後に提出済みの書類と実態が異なることが判明した場合,虚偽申告 として入所内定又は入所決定が取消しとなります。

10. 保育の実施基準指数表

◎基本指数表

悉		保護者(父	母)の状況	2 (同居の親族その他の者が保育をすることができない場合)	基本		
番号	種別	種別				実施期間	
				週5日以上かつ日中週 40 時間以上の就労を常態	50		
				週5日以上かつ日中週 35 時間以上の就労を常態	45		
				週5日以上かつ日中週 30 時間以上の就労を常態	40		
				週4日以上かつ日中週 32 時間以上の就労を常態	40		
		(1) É	営以外	週4日以上かつ日中週 24 時間以上の就労を常態	35		
				週3日以上かつ日中週21時間以上の就労を常態	30		
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の就労を常態	25		
				週3日以上かつ日中週 12 時間以上の就労を常態	20		
	•		(2) 中心者	自営以外に同じ	50~20	就労期間が	
1	就労			週5日以上かつ日中週 40 時間以上の就労を常態	48	終了する月	
		自営		週5日以上かつ日中週35時間以上の就労を常態	43	の末日まで	
		(父母及		週5日以上かつ日中週30時間以上の就労を常態	38		
		び祖父母	(3)	週4日以上かつ日中週32時間以上の就労を常態	38		
		等親族が 経営者等	中心者	週4日以上かつ日中週24時間以上の就労を常態	33		
		社会もも	以外	週3日以上かつ日中週21時間以上の就労を常態	28		
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の就労を常態	23		
				週3日以上かつ日中週 12 時間以上の就労を常態	<u>2</u> 0 18		
	-	(4)	内職	保育所等の開所時間帯に週 12 時間以上の就労を常態	18		
				保育をすることができない場合	10		
2	出産			で前後各2か月以内)	35	5か月以内	
			入院1か月	以上	50		
				常時病臥	50	入院・療養を	
			居宅内	精神性	40	要しなくなる月の末日まで	
			療養	安静を要する状態 30			
3	疾病等			通院加療(週3日以上)を要する状態	20		
				手帳1・2級(聴覚障害者の場合は3級以上),精神障害者保健福祉手帳3 の手帳のいずれかを所持	50	左記の実施基準	
		障害	身体障害者	手帳3級(聴覚障害者の場合は4級以下)を所持	30	に該当しなくな る月の末日まで	
				手帳4級以下を所持	20	3/3///2014	
				週5日以上かつ日中週 30 時間以上の付添い	50		
					週5日以上かつ日中週 20 時間以上の付添い	45	•
			施設等	週4日以上かつ日中週 24 時間以上の付添い	40	•	
			1117	週4日以上かつ日中週 16 時間以上の付添い	35	•	
				週3日以上かつ日中週 18 時間以上の付添い	30	介護を要しな	
4	介護	介護		週3日以上かつ日中週 12 時間以上の付添い	25	くなる月の末	
				重度障害者等の全介護	50	日まで	
			自宅	常時観察と介護(食事・排泄・入浴の介護)を必要とする場合(全介護を除く)	40	•	
			介護	上記以外の場合	20	•	
			送迎	病院、施設等への送迎	15		
5	災害			場場、その他の災害復旧のため保育をすることができない場合	50	6か月以内	
		就労内定(自営以外)	就労(1)自営以外に同じ	50~20		
6	求職	開業予定	**		17	1か月以内	
	-	日中求職活	***・アルニーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		15		
				の職業訓練施設若しくはこれに準ずる技能施設,又は学校教育法に定める),日中の外出を常態としている場合	35		
7	就学	<u> </u>		##開始に必要な学校に通学するため,保育をすることができない場合	25	 左記の実施基準	
	-			・	25 18	に該当しなくな	
8					50	る月の末日まで	
9		死亡,離別,行方不明,拘禁等 50 児童の安全のために適切な保育が必要であると市長が認める特別の事情があるとき 別に定める					
ن	נילו ע ד	江里の水中のである 江西の水中には、大田の木田の木田のは、大田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田の木田]	

◎調整指数表

(1) 保護者それぞれにかかわるもの

番号	条件	調整指数
1	入所希望月の初日の時点において就労実績が1年以上の場合(前就労先の退職日と現就労先の就労開始日との間が1か月以内であれば、就労期間が継続しているものとみなす。)	+3
2	就労内定(自営以外)の場合(申込締切日の時点で勤務を開始していない場合)	-3
3	保護者が入院1か月以上,又は居宅内療養で常時病臥若しくは,保護者が身体障害者手帳1・2級,愛の手帳1〜3度,精神障害者保健福祉手帳1〜3級,それと同等の障害があると認められる心身障害者のいずれかに該当する場合,又は特定医療費(指定難病)受給者証,マル都医療券のいずれかが交付されている場合	
4	保護者が身体障害者手帳3級,愛の手帳4度を所持している場合,又はそれと同程度の障害が認められる心身障害者である場合	+2
5	保護者が精神障害者保健福祉手帳3級までいかない程度の精神性療養,又は常時病臥まではいかないが安静(軽労働も不可)を 要する状態の場合	+2
6	各保護者の基本指数は、その主たる種別を一つ選択して選考するが、該当する種別が複数あり、かつ主たる種別を特定できない 場合には、点数が高いほうの種別を適用し、その点数に5点を加える。この場合において、基本指数の上限は 50 点とする。	+5
7	保育士・幼稚園教諭の免許を有する者であって、市内の認可保育所、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設(内閣府又は都知事に届け出ている施設に限る。)において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所(転所を除く。)の申込みをする場合	
	保育士・幼稚園教諭の免許を有する者であって、認可保育所、認定こども園、地域型保育事業、認証保育所若しくは認可外保育施設(内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。)において保育に従事している、又は従事することが決まっている者が入所(転所を除く。)の申込みをする場合	

(2) 申込世帯にかかわるもの

番号	条 件	調整指数
9	生活保護世帯	+20
10	父母ともに求職中の世帯	+10
11	就労できる者が 1 人しかいない世帯であり、かつその者が 3 か月以内に解雇・倒産等により失業し、早急に就労を要する場合 (離職票等を提出した場合に限る。)	+5
12	ひとり親又は父母不存在の世帯	+30
13	同一世帯内に、障害支援区分 1~6 に該当又は要介護認定を受けた世帯員(申込児及び申込児のきょうだい並びに保護者を除く。)がいる場合	+2
14	同居の親族その他の者(20歳以上65歳未満)が不就労の場合(疾病・在学等で保育をすることができない場合を除く。)	-5
15	正当な理由がなく入所希望月の6か月前の時点において利用者負担額の滞納がある場合	-10
16	育児休業延長希望の世帯(ひとり親世帯を除く。)	-15

(3) 申込児童にかかわるもの

番号	条件	調整指数
17	育休取得により一時退所し(令和4年3月末までに退所した場合に限る。),育休明けに再入所を希望する申込児	+20
18	障害児枠での入所を希望する場合	+30
19	申込児に障害のあるきょうだいがいる場合	+30
20	入所希望児童が多胎児の場合	+2
21	4月1日時点において18歳以下の子どもが3人以上いる世帯(第一希望園のみ加点)	+1
22	前年度に入所を希望して申込みを行ったが前年度中に入所できず、翌年度以降も継続して申込みを行っている児童(転所申込者 及び申込締切日の時点で保護者が育休中である者は含まない。)	+1
23	前年度4月1日の時点で生後57日に達しなかったため,前年度4月1日入所選考の対象にならなかった場合	+1
24	市内の地域型保育事業(連携施設のない場合に限る。)を卒園し、引き続き市内認可保育所の入所申込みを行う場合	+20
25	同時に申し込むきょうだいが同じ園を第一希望とする場合、又は既に入所しているきょうだいと同じ園を第一希望とする場合(第 一希望園のみ加点)	+5
26	認証保育所又は認可外保育施設(内閣府又は都道府県知事に届け出ている施設に限る。)に有償で通所しているのを常態としている場合 (認可保育所の一時保育等を含む。申込締切日の時点で産休中又は育休中である者は含まない。)	+3

◎優先順位

優先順位	条 件
第一段階	保育の実施基準指数の高い者 ※保育の実施基準指数二各保護者の基本指数の和+調整指数
第二段階	新規申込みか転所申込みか(新規優先)
第三段階	基本指数の和の高い児童
第四段階	待機年数(年度)の長い児童 ※取り下げ及び内定辞退をした場合は、待機年数はいったんのになる
第五段階	世帯の利用者負担額滞納月数の少ない児童
第六段階	きょうだい数(小学校3年生以下)が多い児童
第七段階	世帯の前年度市区町村民税額(父母合算額)の低い児童

【基本指数表 備考】

- (1) 保護者のそれぞれについて、本表により基本指数を求め、調整指数と合算して申 込児童の保育の実施基準指数とする。
- (2) 1日の就労時間には、休憩時間を含める。
- (3) 自営中心者とは、①経営者(登記簿謄本・個人事業主の開廃業等届出書・営業許可証等で経営者・事業主であることが確認できる者)、②経営者以外(専従者を含む)で法人組織等に属し、就労時間に対して妥当な給与等(最低賃金以上)を支給されている者をいう。
- (4)「自営中心者以外」とは、自営協力者等、上記「自営中心者」に当てはまらない 者をいう。
- (5)「内職」とは、自宅等で出来高払いの仕事に従事している者をいう。
- (6) 開業予定とは、最低週3日以上かつ週12時間以上の就労を常態とすることが予定されている場合に適用する(内職は除く。)。
- (7) 自営の場合は、出産前より就労を開始しており、申込時は育児に伴った休業(調整指数表備考(8)参照)中だが、保育所等入所月の翌月1日までに就労を再開する場合は、就労として適用する(最長で下の子が1歳を迎えた年度末まで。)。
- (8) 複数の種別に該当する場合には、主たる種別を一つ選択して選考する。

【調整指数表 備考】

- (1) 申込締切日とは、4月入所においては不足書類の提出及び希望保育所等の変更締切日をいう。
- (2)番号2の就労内定とは、申込時点における実際の就労状況(勤務日数及び時間等)が提出書類に記載された就労状況より下回っており、入所後に提出書類の内容と同じ就労状況に変更する予定の場合も同様の取扱いとする。
- (3)番号7について、市内に認定こども園が開園した場合は同様に取り扱う。
- (4) 番号7と8の両方に該当する場合、番号7のみ適用する。
- (5) 番号9と10の両方に該当する場合、番号9のみ適用する。
- (6)番号16に該当する場合、その他の調整指数は該当するものがあっても算定に含めない。
- (7)番号17の一時退所とは、認可保育所、認定こども園(保育認定部分)、地域型保育事業の場合に適用する。
- (8) 番号 17・22・26 について、自営の場合は「育休」を「育児に伴った休業」と読み替える。育児に伴った休業とは、自営業で出産前より就労を開始している保護者が、育児休業制度ではないが、産後 56 日経過後に続けて育児のために休業する場合をいう(※育児に伴った休業として認める期間は、最長で下の子が 1 歳を迎えた年度末までとする。)。
- (9)番号22について、前年度の申込みにおいて、保護者の保育の必要性を証明する 書類を提出しなかった場合は、「入所を希望して申込みを行った」ことが確認で きないため対象外とする。

- (10) 番号 24 について、連携施設がない場合であっても、卒園時に事前選考が行われた場合は対象外とする。
- (11) 番号 25 「同時に申し込むきょうだいが同じ園を第一希望とする場合」は、保育所等入所申込書(新規・転所)内にある「2人以上のきょうだいの入所申込みの場合」において、「1.申込児童全員が同時に同じ保育所等に入所できる場合のみ入所する。」又は「2.別々の保育所等であっても、申込児童全員が同時に入所できる場合のみ入所する。」を選択している場合に適用する。
- (12) 番号 26 の常態としている場合とは、入所希望月の前月を含めて連続して 2 か月以上の期間中、最低週 3 日以上かつ日中週 12 時間以上預けている場合をいう (4 月入所希望の場合は申込締切日時点で預けている場合が対象)。

【優先順位 備考】

- (1) 第二段階の転所とは、入所希望月において認可保育所(市内・市外を問わず)の 在籍枠が確保されている児童が別の園に転園するために申込みをした場合をいう。
- (2) 第四段階の待機年数とは、入所を希望し申込みを行ったが、入所することができなかった期間をいう。複数の年度にわたって申込みをしている場合、継続して申込み(保護者の保育の必要性を証明する書類が未提出である場合は含まない。)を行っている場合は加算される。

11. よくあるご質問

◆【施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定】について

Q1	支給認定証に有効期限はありますか?
A1	保育の必要性の認定の有効期限は、3年間(3号認定は満3歳の誕生日の2日前まで、2号認定は小学校就学まで)を基本としつつ、保育の必要性の認定を受ける事由に該当しなくなった場合はその時点までとなります。

Q2 共働きをしており、保育所に入れなかったら幼稚園(新制度移行済幼稚園)に入りたいと思っていますが手続はどのように行えばいいですか?

保育所にかかる手続はこの入所案内に従ってください。幼稚園については、希望する幼稚園の案内に従って直接入所手続を行っていただくとともに、幼稚園を通じて市に『教育・保育給付認定(1号認定)』を申請していただく必要があります。また預かり保育等を利用する場合、無償化の対象となるためには『子育てのための施設等利用給付認定(第2号・第3号)』を受ける必要があります。

Q3	来月で子どもが満3歳になるのですが、認定変更の手続を行う必要はありますか?
А3	市が変更の手続を行うので、保護者が改めて手続をする必要はありません。

Q4 転職し、勤務時間が延びてフルタイムの勤務となりました。現在、保育短時間の認定を受けています。改めて認定申請書を提出する必要はありますか? 保育標準時間への変更を希望される場合には申請が必要です。また転職を含め退職をした際には『退職にかかわる保育所等入所継続届』の提出が必要です。 「転職先の就労証明書』と合わせてご提出ください。認定が変わる場合は、新たに認定証を交付します。詳しくは P30『(4) 仕事を辞めた場合(転職を含む)』をご参照ください。

◆【入所要件】について

Q5	「保育を必要とする事由」は、保護者のどちらかが該当していれば良いのですか?
A5	保護者(父母)のいずれもが該当していなければなりません。また、同一敷地内に居住している 20 歳から 64 歳の親族がいらっしゃる場合で、保育を必要とする事由に該当しないときは、指数を減点して選考します(P35『調整指数表』14番)。詳しくは P15 をご覧ください。

Q6	「就労」事由で申込みを行うため,現在週2日で1日3時間のパートを探して います。「就労」として基本指数の算定はされますか?
A6	されません。最低「 週3日以上かつ労働時間が週の合計で12時間以上 」を満たさなければ「就労」ではなく「求職活動中」となります。また、最低基準をクリアしても算定される点数は、週の勤務日数や勤務時間の長短で異なります。詳しくは P34『基本指数表』をご参照ください。

Q7 私は市外在住で、1歳の子の保育所を探しています。国分寺市の認可保育所に入れたいのですがどうすれば良いですか? 市外在住で国分寺市に転入する予定がない場合は、0歳・1歳・2歳児クラスのお子さまの申込みは受付できません。また「保育所が決まれば転入する」等、転入が確定していない場合も受付できません。入所希望月の1日までに転入することが確定しており、そのことを証明できる書類(住居の売買契約書や賃貸借契約書等)と転入誓約書を添えてお申込みいただいた場合のみ、申込みを受け付けます(この場合、市外にお住まいの方も国分寺市民と同様に選考します)。なお「入所希望月の1日(土日・祝日の場合は翌開庁日)までに国分寺市への転入手続と保育幼稚園課での手続をする」ことが条件となります。詳しくは P24 『(9)市外在住で国分寺市内の保育所等への入所を希望する場合』をご覧ください。

	Q8	出生前の子どもの申込みはできますか?
	710	4月入所希望の場合に限り ,出生前の申込みを受け付けます。詳しくは P10 を
		ご覧ください。5月~2月入所希望の場合は出生前の申込みは受け付けていま
		せんので、お子さんが生まれてから、入所を希望する月の受付期間に申込みを
		してください。

◆【申込書類の書き方と提出】について

Q9	希望する保育所は,多く書いた方が良いですか?
А9	多く書けば、その分いずれかの園に内定する可能性は上がりますが、希望園の数自体は指数に影響ありません。毎日お子さんと通うことになりますので、通える範囲内で慎重に選んでください。また、事前に希望園を見学することをお勧めします。

Q10	申込締切日に間に合えば大丈夫ですか?申込みが早い人が優先ですか?
A10	大丈夫です。毎月の締切日までに提出された書類がすべて選考に反映され、提出が早かったから優先されるということはありません。ただし、4月の申込みは 午後5時 、5月から2月の申込みは 正午 で締切となりますのでお気を付けください。

- Q114月の選考には二次選考がありますが、一次選考で保留となってしまった場合に、二次選考に改めて申込みは必要ですか?A11一次選考に申込みをされた方は不要です。申込みは年度内有効となりますので、年度内に希望の保育所等に欠員が生じた場合、入所選考の対象になります。一次選考に間に合わなかった方は二次選考への申込みが必要となります。
- Q12 きょうだいがいます。同じ保育所に預けられれば良いのですが、仕事もありとにかくどちらかだけでも預けたいです。選考の結果1人しか内定が出なかった場合、もう1人についてはどうすれば良いでしょうか?

 『保育所等入所申込書』に「◆2人以上のきょうだいが同時に入所申込みを行う場合」の欄がありますので、申込時に保護者の方ご自身で判断いただくことになります。どちらかだけでも預けたいのであれば「3.入所できるのが申込児童全員でない場合も入所する。」をお選びください。このとき、例えば上のお子さんだけに内定が出た場合、『求職活動(就労内定あり)』で入所申込みをされた方は入所月の翌月1日までに就労を開始、育休(育児に伴う休業含む)中の方は入所月の翌月1日までに復職していただく必要があります。下のお子さんについては認証保育所をご利用になる等の方法があります。
- ≪市外からの申込み(令和6年4月入所希望の場合)≫ Q13 国分寺市にこれから転入する予定です。保育所等の申込みをしたいと考えてい ますが、手続はどのように行えばよいですか? 令和6年4月1日までに国分寺市に転入してくる予定の方は、現在住民登録の ある自治体を通して国分寺市の申込みを行うことができます。一次選考の締切 は令和5年12月28日(木)必着です。間に合うように余裕を持ってお申込み ください。必要書類や注意事項等については P24『(9) 市外在住で国分寺市内 の保育所等への入所を希望する場合』をご覧ください。また下記期間に転入さ れる方は直接申込みすることも可能です。 【令和5年11月19日(日)までに転入してくる方】 国分寺市で転入手続後、直接申込みをすることも可能です。その場合、『転入誓 A13 約書』や『入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であるこ とを証明する書類』の提出は必要ありません。ただし、締切は市民の方と同様に **令和5年11月19日(日)**となりますのでご注意ください。 【令和 5 年 11 月 20 日(月)~令和 5 年 12 月 28 日(木)までに転入してくる 方】 国分寺市で転入手続後、直接申込みをすることも可能です。その場合、『転入誓 約書』や『入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であるこ とを証明する書類』の提出は必要ありません。締切日は令和5年12月28日 (木) となります。

Q14 図分寺市にこれから転入を予定しています。保育所等の申込みをしたいと考えていますが、手続はどのように行えばよいですか? 国分寺市に転入してくる予定の方は、現在住民登録のある自治体を通して国分寺市の申込みを行うことができます。締切日は P12 の各月の申込締切日必着です。必要書類等については P24『(9)市外在住で国分寺市内の保育所等への入所を希望する場合』をご覧ください。また下記期間に転入される方は直接申込することも可能です。 【申込締切日までに転入してくる場合】 国分寺市の市民課で転入手続完了後、保育幼稚園課でお申込みください。その場合、『転入誓約書』や『入所希望月の1日までに、確実に国分寺市内に転入する予定であることを証明する書類』の提出は必要ありません。

◆【選考】について

Q15	選考の際、その保育所等を第一希望で書いたお子さんが優先されますか?
A15	されません。その保育所等を希望として出されているすべての方を対象に選考を行い、その順位は指数及び優先順位で決定されます。指数と優先順位については P34・35 をご参照ください。

Q16	申込書類に『入所嘆願書』などを添付すれば入りやすくなると聞きましたが、本 当ですか?
A16	『嘆願書』『陳情書』などの書類を添付されても、それに対し個別に加点するなどの措置は行っていません。申込書類一式で指数を付け、指数及び優先順位で判断します。指数と優先順位については P34・35 をご参照ください。

Q17	私はパートで働いていますが、雇用形態が違う正社員の方と比べて不利になる のでしょうか?また指数の算出はどのようにされるのでしょうか?
A17	不利にはなりません。「どれだけ保育を必要としているか」で指数は算出されるので、雇用形態の違いで有利・不利となることはありません。就労証明書等に記入いただいた勤務日数・時間をもとに算定します。ただし、雇用契約上の勤務日数・時間と実績が異なる場合は、実績にもとづいて指数を算出します。

『就労』要件で入所申込みをしましたが、その後入所前に転職することにしま Q18 した。前の勤務先とは勤務日数や時間が変わりませんので問題はないでしょう 選考においては、申込時に提出された就労証明書等の勤務日数・勤務時間を元 に指数を算出します。**転職後の勤務条件が提出された就労証明書等の内容より** 下回ってしまうと指数が下がるため内定取消し,入所後に判明した場合は退所 となります。しかし、転職後の勤務条件が提出書類と同等以上の場合には指数 が下がらないため問題ありません。申込締切日までに現在在籍している勤務先 の就労証明書等を提出していただき, 転職後に離職票の写しと新しい勤務先の A18 就労証明書等をご提出ください。なお、**入所月1日の時点で転職先での就労が** 開始していない(求職活動中である)場合には、就労要件として認められないた め内定取消し、または退所となります。また、1年以上就労している加点(P35) 『調整指数表』1番)がついて選考されている方は、**現在の勤務先の退職日から** 転職先での勤務開始日までが1か月以上ある場合には指数が下がってしまうの で内定取消し、又は退所となりますのでご注意ください。

Q19 派遣社員として働いています。申込後に派遣先が変わる可能性がありますが、前の派遣先と勤務日数や勤務時間が変わっても問題はないでしょうか?

派遣先が変わることで問題はありませんが、育児短時間制度を利用する場合を除き勤務日数や勤務時間を短くすることは選考の公平性が保てなくなるため原則として認められません。申込締切日までに勤務日数や勤務時間が短くなった『就労証明書』を提出していただければ、その内容で再度指数を算出します。提出がなく、内定後から入所までの間に勤務日数や勤務時間が短くなったことが判明した場合は内定取消し、入所後に判明した場合は退所となります。就労証明書等に記載された内容で確実に勤務できるよう、派遣元と事前にご相談ください。

◆【保育所入所後】について

Q20 毎月の利用者負担額(保育費)の支払いが厳しいです。減免してもうらうことはできませんか?

ぶ免を受けるには、要件を満たしていなければなりません。また、要件を満たしても必ず減免になるとは限りません。詳しくは保育幼稚園課までお問合せください。

Q21子どもの持病のため、日中も与薬が必要です。保育所でもやってもらえるのでしょうか?原則として、保育所では与薬は行いません。ただし、与薬できるものもあります。詳しくは P22『(7) 与薬について』をご確認のうえ、入所保育所とご相談ください。

Q22	仕事の都合上,18 時のお迎えに行けそうにありません。どうすれば良いでしょうか?
A22	各保育所等で「延長保育」を行っています。保育所等によって時間や内容が異なりますので、各保育所等にお問い合わせのうえ、ご利用の手続をしてください。

Q23 保育所に『就労』要件で入所していますが、勤務時間を減らしたいです。問題はないでしょうか? お子さんが『就労』要件で保育所に入所している場合、選考においては「申込時に提出された就労証明書等の条件で入所後も就労する」ものとして保育の必要量に応じて指数が算出されるため、申込時に提出された勤務条件を減らすことは原則として認められません。転職する場合であっても申込時の勤務日数や勤務時間を保ったまま就労をしてください。ただし、他の要件(疾病・障害になった、介護をすることになった等)の理由で就労条件等が変わる場合は、事前に保育幼稚園課までご相談ください。

Q24	以前出していた転所の希望を取下げようと思っていましたが、手続を忘れてしまいました。今回その保育所に内定が出ましたが、今の保育所に慣れてきたので転所を辞退することはできますか?
A24	転所の内定が出ると同時に、現在入所中の保育所等には別のお子さんが内定するため、理由の如何を問わず元の保育所等に通い続けることはできません(内定するお子さんがいない場合や定員に空きがある場合であっても、選考の公平性を欠くことになるため同様の取扱いとなります)。内定を辞退する場合、翌月からどの保育所等にも通えなくなってしまいますので、転所申込みは慎重に行ってください。また、転所の意思がなくなったときは速やかに届け出てください。転所申込みについて、詳しくは P31 『(8) 転所したいとき』をご覧ください。

Q25	第2子以降の里帰り出産に同行するため保育所を欠席したいのですが, いつまで欠席できますか?また必要な手続はありますか?
A25	最終登園日の属する月の翌月の1日から起算し、2か月を限度としてとして欠席することができます。ただし、保育所に通所していなくても利用者負担額はかかります。保育幼稚園課での手続は必要ありませんが、保育所には事前に連絡をしておいてください。休所について、詳しくは P32 『(10) 休所したいとき』をご覧ください。

◆【待機】について

Q26 入所・転所申込みをしたが内定が出なかった場合、翌月以降の選考のために毎月申込みをしなければならないのでしょうか?

一度申込みをすれば令和6年度中(令和7年2月入所選考まで)は有効ですので、毎月の申込みは不要です。もし入所の希望がなくなったときは、速やかに届け出てください。

◆【育児休業】について

≪入所時点で妊娠が判明している方≫

Q27

上の子の入所・転所申込みをしたいのですが、現在妊娠中です。これから生まれてくる子の育児休業(※育児に伴う休業(自営業)含む。以下同じ)を産前産後休暇後に継続して取得することはできるのでしょうか?

育児休業を取得したまま保育所等に継続して通うことはできません。

育児休業中は保育を必要としておりませんので、上のお子さんが入所したら入所翌月の1日までに復職(自営の方は就労再開)する必要があります。入所時点で既に産前産後休暇に入っている場合には、入所翌月1日までに復職することができず『就労』要件を満たさない為、入所承諾期間は『出産』要件と同様(出産予定月をはさんで前後各2か月の計5か月)となり、その期間後に他の要件で延長することはできません。

≪外勤の方≫

A27

復職後に妊娠中のお子さんの産前産後休暇を取得する場合には、**最長で下のお子さんが2歳を迎えた年度末まで**育児休業を取得しながら保育所に継続して通うことができます。また、下のお子さんが2歳を迎えた年度末の時点において、既に保育所等に通っている上のお子さんが4歳・5歳児クラスに在籍している場合は、児童福祉等の観点から育児休業を継続・延長しても卒園まで通うことができます。 **卒園前に育児休業が終了した場合は復職が必要です**。産後休暇中(育児休業期間確定後)に『**育児休業等育児に伴う保育所等入所継続届**』と勤務先発行の『**育児休業証明書**』又は『**育児休業期間が明記されている就労証明書**』を保育幼稚園課までご提出ください。

≪自営の方≫

最長で生まれたお子さんが1歳を迎えた年度末まで育児に伴う休業を取得しながら上のお子さんを継続して保育所等に通わせることができます。ご出産後に『育児に伴う休業に係る保育所等入所継続届(自営業・内職用)』を保育幼稚園課までご提出ください。なお、保護者の方が育児休業を取得する場合は在籍している保育所等に連絡し、育休中の保育時間については保育所等とご相談ください。

◆【利用決定期間満了後も引き続き保育所等に通いたい場合】について

Q29	『求職(就労内定・開業予定)』要件で保育所に入所しましたが,決定期間満了 後も引き続き保育所に通い続けたい場合,どのような手続が必要ですか?
A29	『求職』要件で保育所等の申込みをした場合,利用決定期間が1か月です。その後も引き続き保育所等に通うためには、利用決定期間満了前までに就労を開始し『 就労証明書 』を、自営業の方は『 就労状況申告書(自営業・内職用)』を提出してください。

Q30	『出産』要件で保育所に入所しました。利用決定期間満了後も引き続き保育所 等に通い続けたい場合,どのような手続が必要ですか?
A30	『出産』要件で保育所等の申込みをした場合,利用決定期間は5か月(出産予定月をはさんで前後各2か月)です。この満了期間終了後は,『出産』以外の要件を満たしたとしても利用決定期間を延長することはできませんので退所となります。その後も引き続き保育所等に通うためには、再度入所申込みをする必要があります。P12 に記載されている各月の申込締切日までにお申込みください(例えば利用決定期間が令和6年8月末日までの場合で9月以降も保育所等に通いたいときは、8月13日(火)正午までに再申込みをする必要があります)。なお、再申込みの際には他の方と同様の選考になりますので、選考の結果によっては引き続き通うことができない場合があります。

◆【スクールゾーン】について

Q31	駐車場のある保育所に車で通うつもりなのですが、保育所の近くにスクールゾーンがある場合はどうしたらよいですか?必要な手続はありますか?
A31	車でスクールゾーンを通るためには、小金井警察署で手続をする必要があります。手続に必要なものなど、詳しくは小金井警察へお問合せください。

12. 利用者負担額(保育費)等について

(1) 利用者負担額(保育費)の決定

保育所等は国・都・市の負担金と扶養義務者(以下「保護者」)の支払う負担金 (利用者負担額)によって運営しています。利用者負担額(以下「保育費」)は、各 家庭(保護者合算)の市(区町村)民税所得割額(所得割額が課税されていない場合 は均等割額)を基礎にお子さんの年齢や保育の必要量(保育標準時間又は保育短時間 (※))によって決まります。(→P52『利用者負担額徴収基準額表』)

(※)保育短時間(1日8時間までの保育利用をいう。)の保育費は『利用者負担額徴収基準表』の保育標準時間の額に **100 分の 98.3** を乗じた額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)となります。

毎月1日に保育所等に在籍している場合、その月分の保育費を納めていただきます。

なお、令和元年10月から改正された「子ども・子育て支援法」により、3歳児クラスから5歳児クラスまでのお子さん(0歳児クラスから2歳児クラスの住民税非課税世帯を含む)の保育費は無償となりました。

保育費は、毎年4月と9月の2回決定します(9月に切り替わります)。

入 所 期 間	算定の基礎となる市(区町村)民税額
令和6年4月~8月	令和5年度 の市(区町村)民税額
令和6年9月~令和7年3月	令和6年度 の市(区町村)民税額

[※]市町村民税の賦課決定時が6月となり、直近の所得の状況を反映する観点から、利用者負担額の切り替え時期は9月となっています。

また平成22年度税制改正において廃止された年少扶養控除は、お子さん3人目以上についてのみ控除があるものとして、再計算した金額で保育費を決定いたします。

認定こども園及び地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業等)の保育費 についても市が決定しますが、納入先は各施設となります。

利用する施設	納 入 先	金 額
認可保育所 (公立保育所・私立保育所)	市に納入 (※1)(※2)	納付額=①+②+③ ①市の決定額
認定こども園 地域型保育事業	施設に納入	②特定負担額 (※3) ③実費徴収額

- ※1. 国分寺市外在住の方の保育費は、住民登録のある市区町村が決定する額となります。
- ※2. 公立保育所の場合、保育費の決定は住民登録のある市区町村が行いますが、納入先は保育所所在地 の市区町村となります。市外の公立保育所を利用している方は、国分寺市が決定した保育費を保育 所所在地の市区町村へ納入してください。
- ※3. 市が決定する保育費のほか、施設により特定負担額・実費徴収額が必要となることがあります。金額は施設により異なりますので、詳細は施設にお問合せください。

(2) 副食費の取扱いについて

令和元年9月までは、副食費(保育所等の給食の材料にかかる費用(食材料費)の うち、副食(おかず)にあたる分)を保育費の一部として保護者の方にご負担いただ き、市を通じて保育所等にお支払いしていました。

令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い, $3\sim 5$ 歳児クラスのお子さんの保育費は無償化されましたが,副食費は引き続き保護者の皆様にご負担いただくことになるため,各保育所等に直接お支払いいただきます(こくぶんじ保育園のみ公設公営の保育所のため市で徴収します)。

なお, 0~2歳児クラスのお子さん(住民税非課税世帯を除く)の副食費につきましては, これまでと同様保育費の一部として市で徴収しますので, 別途お支払いする必要はありません。

※副食費の免除対象となるお子さんについては、利用者負担額の決定通知時に通知します。

(3) 利用者負担額(保育費)の決定に必要な書類

令和6年1月1日現在,国分寺市に住民登録がなかった方は,令和6年度の市町村 民税に関する書類をご提出ください。

- ●令和6年1月1日は国分寺市以外の市区町村に住民登録があった方
 - ・『**令和6年度住民税(非)課税証明書**』が必要です。令和6年6月中旬以降に取得できますので、令和6年1月1日に住民登録があった自治体で発行したものの写しをご提出ください。
 - ・寄附金税額控除や住宅借入金等特別控除等がある方は、 その記載のある「住民税 課税証明書」の写しを提出してください。
 - ・「住民税特別徴収額通知書」や「住民税納税通知書」では対応できませんので、 ご了承ください。
- ●令和6年1月1日は海外在住等の理由で市町村民税に関する書類が提出できない方
 - ・令和5年1月1日~令和5年12月31日に収入があった方は、その期間の収入 を証明できるもの(『源泉徴収票』や勤務先作成の『給与支払い証明書』で円建 てのもの)と『年間収入申告書』をご提出ください。国内給与と国外給与の支払 いがあった場合には、それぞれについての書類をご提出ください。
 - ・令和5年1月1日~令和5年12月31日に収入がなかった方は,『**年間収入申告** 書』をご提出ください。

※年間収入申告書は国分寺市ホームページからダウンロード可能です。

対象世帯	提 出 期 限
令和6年4~7月までに保育所等に入所している方	令和6年7月31日(水)まで
令和6年8月以降に入所決定した方	入所月の前月末まで

(4) 納期限について

納期限は原則その月の月末(土日・祝日に当たる場合は翌営業日)となります。必ず期限内に納めてください(年末年始の関係で、12月は納期限が早まりますのでご注意ください)。

(5) 利用者負担額(保育費)の納入方法

保育費の納入は,<u>原則,**口座振替**でのお支払いとなります。</u>口座振替依頼書は市内認可保育所及び保育幼稚園課にありますので,ご記入の上<u>ご指定の金融機関へ提出してください(保育幼稚園課ではありません)。</u>口座振替日は納期限と同じく原則その月の月末ですので,残高不足とならないよう,口座振替日の前日までにご準備ください。

なお、金融機関へ口座振替依頼書を提出された後、実際に口座振替が開始されるまで、時期にもよりますが1か月~1か月半程度時間がかかることがあります。口座振替開始通知書が送付されるまでは、別途送付する納入通知書を金融機関窓口へお持ちいただき、保育費をお支払いください(コンビニでは使用できません)。また口座振替ができない理由のある方は、保育幼稚園課までご相談ください。

※転所する方で、転所後も同じ口座での口座振替を希望する場合は、口座振替依頼書 の再提出は不要です。

(6) 利用者負担額(保育費)の減免について

保護者が下記①~⑤の要件に該当する場合には、保育費が減免になることがあります。減免を希望する場合には、『利用者負担額及び延長保育料徴収猶予・減免申請書』に必要な添付書類を添えて保育幼稚園課に申請してください(必要な添付書類については事前にご相談ください)。

なお、減免が認められた場合、原則として**申請日の翌月分**から減免となります。

- ①生活保護法による保護を受けたとき。
- ②地方税法第323条の規定により、当該申請した年度の市町村民税を免除されたとき。
- ③地方税法第15条の規定により、当該申請した年度の市町村民税の徴収を猶予されたとき。
- ④災害,盗難等により,住宅,家財その他の財産について著しい損害を受けたとき。
- ⑤前年度の稼働者が失業若しくは死亡した場合又は離婚等により世帯を分離したと き。

(7) 要保護世帯等及び多子世帯への利用者負担額(保育費)の軽減

要保護世帯や多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、0~2歳児クラス(住民税非課税世帯を除く)で次の要件に該当する世帯につきましては、利用者負担額(保育費)が軽減されます。

①要保護世帯等に係る負担軽減

ひとり親世帯や在宅障害者のいる世帯等について、市(区町村)民税所得割合算額が77,101円未満(年収360万円未満相当)の世帯の場合、保育費を第1子は半額とし、第2子以降を無料とします。軽減措置の適用については市(区町村)民税所得割合算額をもとに算定するため、年度途中で市(区町村)民税所得割合算額に変更があった場合、軽減措置に該当しなくなることがあります。

【軽減措置の適用算定の時期】

令和6年度	令和6年度
4月~8月分	9月~翌年3月分
令和5年度の市(町村民)税額で算定	令和6年度の市(町村民)税額で算定
(税額通知は令和5年6月ごろ)	(税額通知は令和6年6月ごろ)

②多子世帯に係る負担軽減

令和元年9月までは国の制度により、世帯の市町村民税所得割合算額が57,700円 未満(年収約360万円未満相当)の世帯では、同一世帯にいる第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育費を半額、第3子以降の保育費を無料としてきました。

これに加え、令和元年 10 月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、すべての世帯が子どもを安心して産み育てられる環境を整備することを目的として始まった東京都独自の補助事業を国分寺市でも活用し、上記以外の世帯も第1子の年齢にかかわらず、第2子の保育費を半額、第3子以降の保育費を無料としてきましたが(副食費は免除となりません)、さらに、令和5年10月からは、第2子以降の保育費も無料となりました。

なお、①・②のいずれの場合でも、第1子とは同居の有無にかかわらず、生計を一にしているお子さん(※)であれば対象人数に含まれます。

※生計を一にするとは:必ずしも同居をしていることが必須ではなく,例えば寮で暮らす高校生や浪人生,成人に達したお子さんが修学・療養等の都合上別居している場合であっても,常に生活費や学資金,療養費等の送金が行われている場合には対象となります。

【令和5年10月以降の多子負担軽減事業のイメージ】

	第3	子以降	第2子		
	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	
国の制度	無償化	保護者負担 1/2	保護者負担 1/2	全額保護者負担	
現状の都の制度	無	償化	保護者負担 1/2		
令和5年10月~		無伯	賞化		

≪下記に該当する場合は、保育幼稚園課までお問合せください≫

- ①令和6年度途中に世帯状況が変わり、要保護世帯等に該当となった場合
- ②生計を一にする別居の子どもがいる場合
- ③令和6年度途中に子どもが別居したが、引き続き生計を一にする場合

なお、②と③の場合、『**扶養対象者申告書**』と『**扶養していることが確認できる書類** (※)』の提出が必要となります。

※提出書類例:健康保険証の写し・源泉徴収票の写し・確定申告書の写し等

(8) 滞納処分の実施

保育費を滞納した場合には、地方税法の例により財産調査をし、給与の差し押さえ 等の滞納処分を行うことがあります。また、国分寺市で児童手当を受給している世帯 につきましては、児童手当からの徴収を行うことがあります。

(9)延長保育料

延長保育とは、保育の必要性の認定で保育必要量区分が「保育標準時間」の方が開所時間を超えて保育を行うこと、又は「保育短時間」の方が開所時間内の8時間を超えて保育を行うことをいいます。延長保育をご利用になる場合、別途延長保育料がかかります。公立保育所と私立保育所で取扱いが異なります。

◆公設保育所

- ・月額利用とスポット(1日)利用があります。
- ・こくぶんじ保育園については1時間延長、恋ヶ窪保育園とひかり保育園については1時間延長と2時間延長があります。
- ・利用者負担額が口座振替の場合は延長保育料も口座振替となります。月額利用の場合は当月の保育費と一緒に、スポット(1日)利用の場合は翌月の保育費と一緒に引き落としになります(例えば、4月に月額利用した延長保育料は4月分の保育費と一緒に引き落としになりますが、4月にスポット(1日)利用した延長保育料は5月分の保育費と一緒に引き落としになります)。

月額利用 (保育標準時間のみ)	事前に延長保育申請書を入所保育所に提出し、承諾を受けてください。	1時間:月額2,500円 2時間:月額5,000円(※) ※恋ヶ窪保育園・ひかり保育園のみ
スポット (1日)利用	利用する日の午前9時までに園に連絡をして、お迎えの際に申請書を提出してください。	1時間:400円(月額上限2,500円) 2時間:800円(月額上限5,000円)(※) ※恋ヶ窪保育園・ひかり保育園のみ

※利用者負担額の階層区分が A 又は B の場合、延長保育料はかかりません。

◆私立保育所・家庭的保育

保育所等によって取扱いが異なりますので、各保育所等にお問合せください。

13. 利用者負担額徵収基準額表

 $3\sim 5$ 歳児クラスについては、利用者負担額は0円ですが別途副食費が発生する場合があります。 $0\sim 2$ 歳児クラスの第1子の利用者負担額については下記の表のとおり、第2子以降の利用者負担額については0円となります。

弗 ∠	利用者負担額(月額:円) 各月初日の在籍支給認定子どもの属する世帯の階層区分								
	合月初日の仕籍文結認定	FCもの属 9 る世帝の階層区分	3歳ま	 満児					
階層 区分		定義	標準時間	短時間					
А	国の促進並びに永住帰国した中国 る法律(平成6年法律第30号) (法第30条の4第3号の政令で	合世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰 残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関すによる支援給付受給世帯並びに令第 15 条の3 定める場合及び市町村民税を課されないものに 規模住居型児童養育事業を行う者又は里親であ	0	0					
В	当該年度分の市町村民税額が右記	A階層を除く市町村民税計課税世帯	0	0					
С	の区分に該当する世帯	市町村民税が均等割のみの課税世帯	2,400	2,350					
D1		5,000 円未満の世帯	3,300	3,240					
D2		5,000 円以上 28,500 円未満の世帯	4,100	4,030					
D3		28,500 円以上 29,500 円未満の世帯	5,900	5,790					
D4		29,500 円以上 36,000 円未満の世帯	6,900	6,780					
D5		36,000 円以上 50,500 円未満の世帯	8,300	8,150					
D6		50,500 円以上 76,700 円未満の世帯	9,800	9,633					
D7		76,700 円以上 97,100 円未満の世帯	12,900	12,680					
D8		97,100 円以上 121,000 円未満の世帯	17,000	16,710					
D9		121,000 円以上 142,000 円未満の世帯	22,600	22,210					
D10		142,000 円以上 161,000 円未満の世帯	27,200	26,730					
D11	当該年度分の市町村民税所得割が	161,000 円以上 192,000 円未満の世帯	30,000	29,490					
D12	右記の区分に該当する世帯	192,000 円以上 218,000 円未満の世帯	32,600	32,040					
D13		218,000 円以上 243,500 円未満の世帯	34,500	33,910					
D14		243,500 円以上 269,500 円未満の世帯	36,500	35,870					
D15		269,500 円以上 303,500 円未満の世帯	38,600	37,940					
D16		303,500 円以上 327,000 円未満の世帯	40,600	39,900					
D17		327,000 円以上 366,000 円未満の世帯	43,300	42,560					
D18		366,000 円以上 414,000 円未満の世帯	45,700	44,920					
D19		414,000 円以上 446,000 円未満の世帯	48,500	47,670					
D20		446,000 円以上 479,000 円未満の世帯	50,600	49,730					
D21		479,000 円以上 510,000 円未満の世帯	52,800	51,900					
D22		510,000 円以上の世帯	55,100	54,160					

(国分寺市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例 抜粋)

(利用者負担額)

- 第3条 法第27条(施設型給付費の支給)第3項第2号,第28条(特例施設型給付費の支給)第2項各号,第29条(地域型保育給付費の支給)第3項第2号又は第30条(特例地域型保育給付費の支給)第2項第1号から第3号まで並びに法附則第6条第4項並びに第9条(施設型給付費等の支給の基準及び費用の負担等に関する経過措置)第1項第1号イ,第2号イ(1)及び口(1)並びに第3号イ(1)の規定により市が定める利用者負担の額(以下「利用者負担額」という。)は、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども
 - ア 法第 19 条(支給要件) 第1 項第1 号に掲げる小学校就学前子ども
 - イ 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(次号アに掲げる者を除く。)
 - (2) 次のア又はイのいずれかに該当する教育・保育給付認定子ども 別表第1に定める額
 - ア 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども(満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者に限
 - る。) イ 法第 19 条第1 項第3号に掲げる小学校就学前子ども

附則

(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者の利用者負担額に係る特例)

5 複数の特定被監護者等(子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。以下「令」という。)第14条(複数の特定被監護者等がいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)に規定する特定被監護者等をいう。以下同じ。)がいる教育・保育給付認定保護者についての利用者負担額の算定に係る別表第1備考第2項の規定の適用については、当分の間、同項中「C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯」とあるのは、「C階層及びD階層に該当する世帯」と「2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額」とあるのは「最も年齢が高い者以外の者であるときは、O」とする。

○備考

- 1 負担額算定基準子ども(令第13条(複数の負担額算定基準子どもがいる教育・保育給付認定保護者に係る特例)第2項に規定する負担額算定基準子どもをいう。以下この項において同じ。)が同一の世帯に2人以上いる場合における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもが同一世帯の負担額算定基準子どものうち2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額とする。
- 2 C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が57,700円未満の世帯に特定被監護者等が2人以上いる場合における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該3歳未満児の教育・保育給付認定子どもが特定被監護者等のうち2番目に年齢が高い者である場合にあっては第2子の額とし、最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者である場合にあっては第3子以降の額とする。
- 3 C階層及びD階層に該当する世帯であって市町村民税所得割が77,101円未満の世帯のうちひとり親世帯等(令第4条(法第27条第3項第2号の政令で定める額)第2項第6号の要保護者等に該当する者が属する世帯をいう。)における3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用者負担額は、当該世帯の階層区分に応じて適用される額(保育短時間(1日8時間までの保育の利用をいう。以下同じ。)の場合にあっては、第7項の規定により算出された額)に100分の50を乗じて得た額とする。
- 4 前項の場合において、第2項の規定により第2子の額とすることとされた3歳未満児の教育・保育給付認定子どもに係る利用 者負担額は、Oとする。
- 5 3歳未満児とは、当該年度の初日の前日において3歳に達していない者をいう。
- 6 均等割とは、地方税法第292条(市町村民税に関する用語の意義)第1項第1号に規定する均等割をいい、市町村民税所得割とは、同項第2号に規定する所得割(同法第314条の7(寄附金税額控除)、第314条の8(外国税額控除)、第314条の9(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)並びに同法附則第5条(個人の道府県民税及び市町村民税の配当控除)第3項、第5条の4(個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除)第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとし、同法第292条第1項第9号に規定する扶養親族(19歳未満の者に限る。以下この項において同じ。)を3人以上有する者の同法第314条の2(所得控除)第1項第11号に規定する所得控除については、当該扶養親族のうち最も年齢が高い者及び2番目に年齢が高い者以外の者について地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)による改正前の地方税法第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額とする。)をいう。
- 7 保育短時間の利用者負担額は、この表に規定する額に 100 分の 98.3 を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。)とする。

14. 記入例

申込みに必要な書類は、P14 をご確認ください。ご提出いただく書類の一部の記入例です。記入漏れにご注意のうえ、必要書類をそろえてご提出ください。

R6 保育所等用

記入例

保育所等入所申込調査書(保育の必要性の事由等)

等入所選考に使う大切な資料になります。実態に基づいて、該当する項目すべてお答えください。 異なる場合には、入所承諾又は入所内定が取消しとなります。

	口 外勤		こくぶんじっこ		自宅から就労・就学先まで片道 時間 10 分					分		
	☑ 自営	就労・就学開始	辞 月日	H27	年 5	月	1 🖪	から(勤務予定,	開業予定も含	t:)	
'	1	内職	☑就労1年以	上 (転	戦含む)	□自営]	年以上	(開業準備	期間含	む)	□1年未満	
		就労内定	→転職の場	合【前職	餓就労期間】	年	月	B	~	年	月	日
		開業予定		4 //4/	所名 ()
		就学	LI HALINGSALLIS	入所·転亦 労状况申告	が内定した場合 書を提出します	、保育所等人 た。復職できな	所の翌月 い場合は特	1日までに復	職し、復	職後2週間以 斤の手続きを	内に復職証明書。 行います。	または就
父			育児C伴う休業中 (取得予定) →	署名								
の状		求職中	求職活動内容									
況		疾病	病名:			特定医療費	(指定難	病) 受給者	証又は	マル都医療	券□無	□有
,		介護	要介護者氏)
		障害	障害名:		ます外に区							
		不存在	発生日	U č	課税証明	5 U O 001.	الع زر	挺正くに	evi.		口その他()
1		災害	発生日	$+$ \angle		大台 ツル	OL:					
	令和5年1月1日の住所		□国分寺市	☑国分	寺市以外 -	→ 令和5年度	市町村民	税に関する	書類を持	是出してく	ださい。	
	令和	16年1月1日の住所	☑国分寺市	□国分	寺市以外 -	→ 入所後,全	和6年度	市町村民税	に関する	書類 を提	出してください	o
			勤務先・内定先	・学校の/	名称	所在地						
			こくぶん				国分寺	т●●¤	J • —	•-•		
		外勤				自宅から就労			> /##1:	時間	50	分、
		自営	就労・就学開			年 4					議予定も含む ロ1年まま)
		内職	☑就労1年以 → 転職の場			□目宮Ⅰ	年以上	(開業準備) 日	期间古で ~	(J) 年	□1年未満 月	日
		就労内定	→ +±4 tV </td <td>事業所</td> <td></td> <td>7</td> <td>Л</td> <td>н</td> <td></td> <td>+</td> <td>А</td> <td>)</td>	事業所		7	Л	н		+	А)
1		開業予定	□産後休暇中								保育所等人所月の 労状況申告書を提	
		就学	(または取得予	定)→		きない場合は						щок
母			✓育児休業また 伴う休業中(取			国分	花子					
の状		求職中	求職活動內									
況		出産	1.10.1		『産後休暇							
		疾病	7P3		は育児に			予定)』	の方に	t , 医療	券 □無	□有
		介護	要例記入	とし著	名をお願い	いたしま	· 9 。			()
		障害	障害名:			手帳名・級	(度):					
		不存在	発生日 年	月	B C	死亡 □離	昏 □別児	号(単身赴任	を除く)	□未婚	□その他()
		災害	発生日	年	月 日	災害の状	況:					
	令和	15年1月1日の住所	□国分寺市	☑国分	寺市以外 -	→ 令和5年度	市町村民	税に関する	書類 を持	是出してく	ださい。	
	令和	06年1月1日の住所	☑国分寺市	□国分	寺市以外 -	→ 入所後,令	和6年度	市町村民税	に関する	る書類 を提	出してください	0